

平成 19 年度業務実績報告書

平成 20 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1章	機構業務の概要	
1	目的・業務の内容	1
2	各業務の概要	2
3	経営理念、経営方針、行動指針	5
4	環境配慮に関する基本方針	6
5	組織・沿革	7
第2章	業務実績	
	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1	組織運営の効率化	11
2	業務運営の効率化	13
	(1) 業務に対する事後評価の実施	13
	(2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進	15
	(3) 外部委託の推進	16
	(4) 契約に係る競争の推進	19
	(5) 電子化の推進等	21
3	経費の効率化・削減	23
	(1) 一般管理費	23
	(2) 事業費	24
4	業務における環境配慮	26
	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	29
1	公害健康被害の補償及び予防業務	32
	(1) 汚染負荷量賦課金の徴収	32
	(2) 都道府県等に対する納付金の納付	39
	(3) 公害健康被害予防事業	43
2	地球環境基金業務	60
	(1) 助成事業に係る事項	60
	(2) 振興事業に係る事項	71
	(3) 地球環境基金の運用等について	76
3	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	78
4	維持管理積立金の管理業務	80
5	石綿健康被害救済業務	81
	(1) 制度に関する情報提供	81
	(2) 石綿健康被害者の認定	86
	(3) 救済給付の支給	89
	(4) 申請者、請求者情報の管理	92
	(5) 救済給付費用の徴収	93
	予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画	95
	(1) 予算(人件費の見積含む。)	96
	(2) 収支計画	99
	(3) 資金計画	102

（４）承継業務に係る債権・債務の適切な処理	105
短期借入金の限度額	108
重要な財産の処分等に関する計画	109
剰余金の使途	110
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	111
（１）施設及び設備に関する計画	111
（２）人事に関する計画	112
（３）積立金の処分に関する事項	116
（４）その他中期目標を達成するために必要な事項	117



第1章 機構業務の概要

1 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第3条）

(2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（**公害健康被害補償業務**）
（機構法 第10条第1項第1号）

大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（**公害健康被害予防事業**）（機構法 第10条第1項第2号）

日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（**地球環境基金事業**）
（機構法 第10条第1項第3号及び第4号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（**PCB廃棄物処理助成事業**）（機構法 第10条第1項第5号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の五第3項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（**最終処分場維持管理積立金管理業務**）（機構法 第10条第1項第6号）

石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、船舶所有者及び特別事業主からの拠出金の徴収業務（**石綿健康被害救済業務**）（機構法 第10条第1項第7号）

から に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第10条第1項第8号）



建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）（機構法 附則第7条第1項第2号及び第3号）

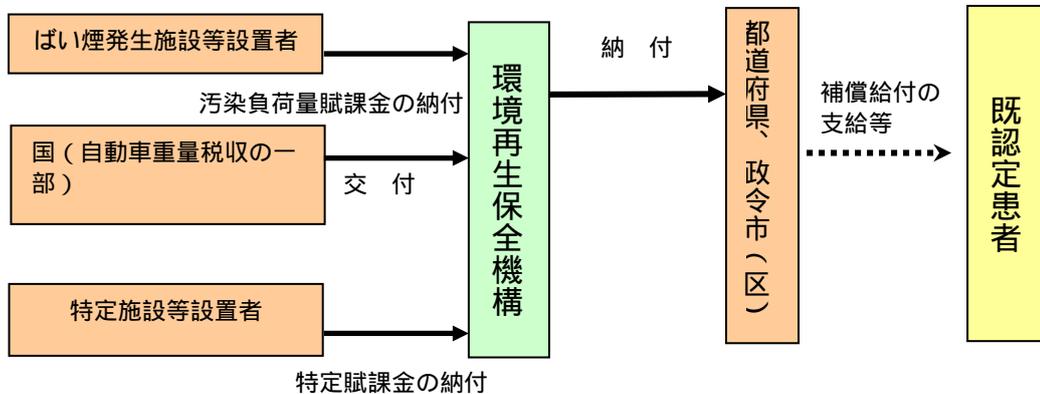
良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第10条第2項）

2 各業務の概要

公害健康被害補償業務

公害健康被害補償制度における補償給付に必要な費用の一部（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の県、市、区へ納付している（健康被害者への支給は県、市、区が行う。）。

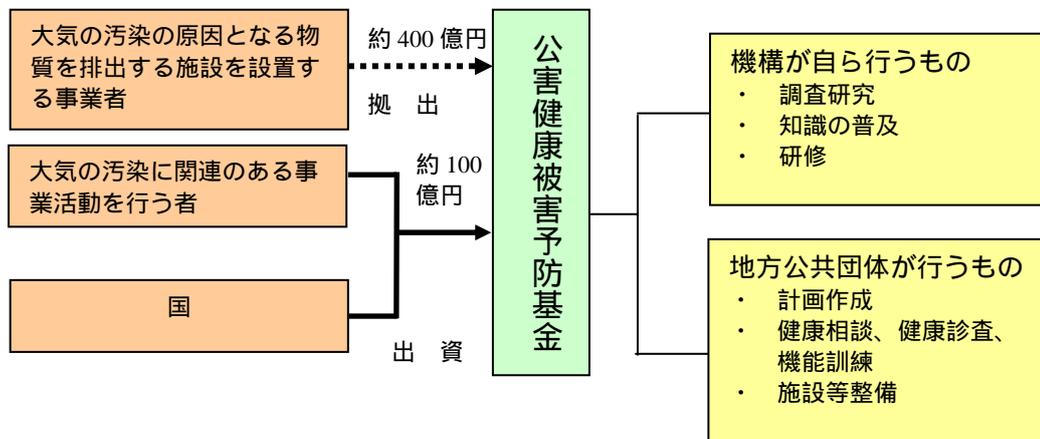
< 公害健康被害補償制度の仕組み >



公害健康被害予防事業

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、大気汚染の原因者である事業者等から拠出された拠出金と国からの出資金による基金（約500億円：公害健康被害予防基金）の運用益により、調査研究、知識の普及及び研修事業（直轄事業）と地方公共団体が行う事業への助成（助成事業）を行っている。

< 公害健康被害予防事業の仕組み >

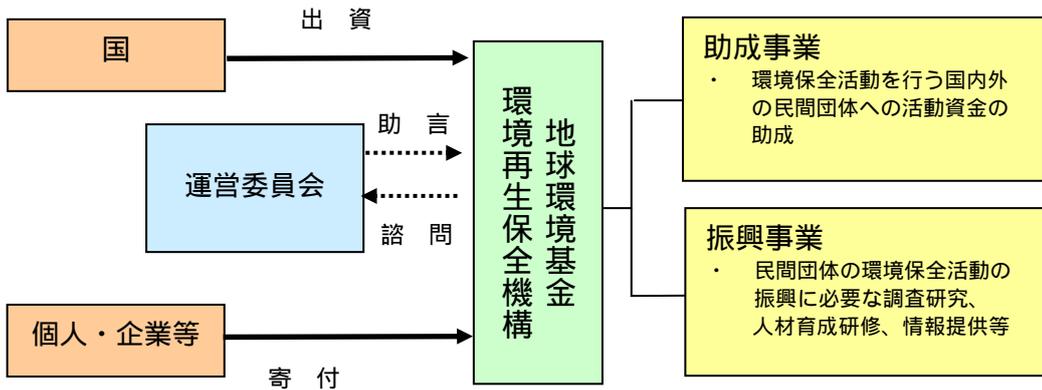




地球環境基金事業

国の出資金と民間からの寄付金によって造成された基金（地球環境基金）の運用益と国からの運営費交付金により、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援するため、これら団体が行う助成事業とその活動を振興するための調査研究や人材育成研修、情報提供等（振興事業）を行っている。

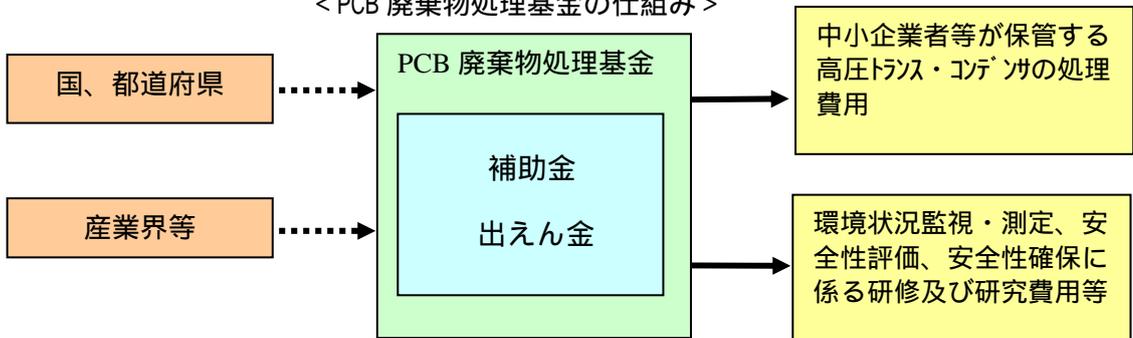
<地球環境基金の仕組み>



PCB廃棄物処理基金助成事業

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金からなるPCB廃棄物処理基金により、環境大臣が指定した処理業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的に助成を行っている。

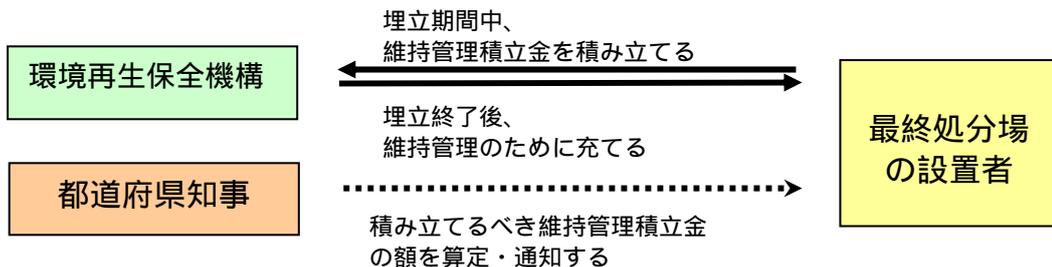
<PCB廃棄物処理基金の仕組み>



最終処分場維持管理積立金管理業務

特定廃棄物最終処分場の設置者が、処分場の埋立終了後、その適正な維持管理に必要な費用を埋立期間中に積み立て、機構がこれを管理している。

<最終処分場維持管理積立金管理業務の概要>

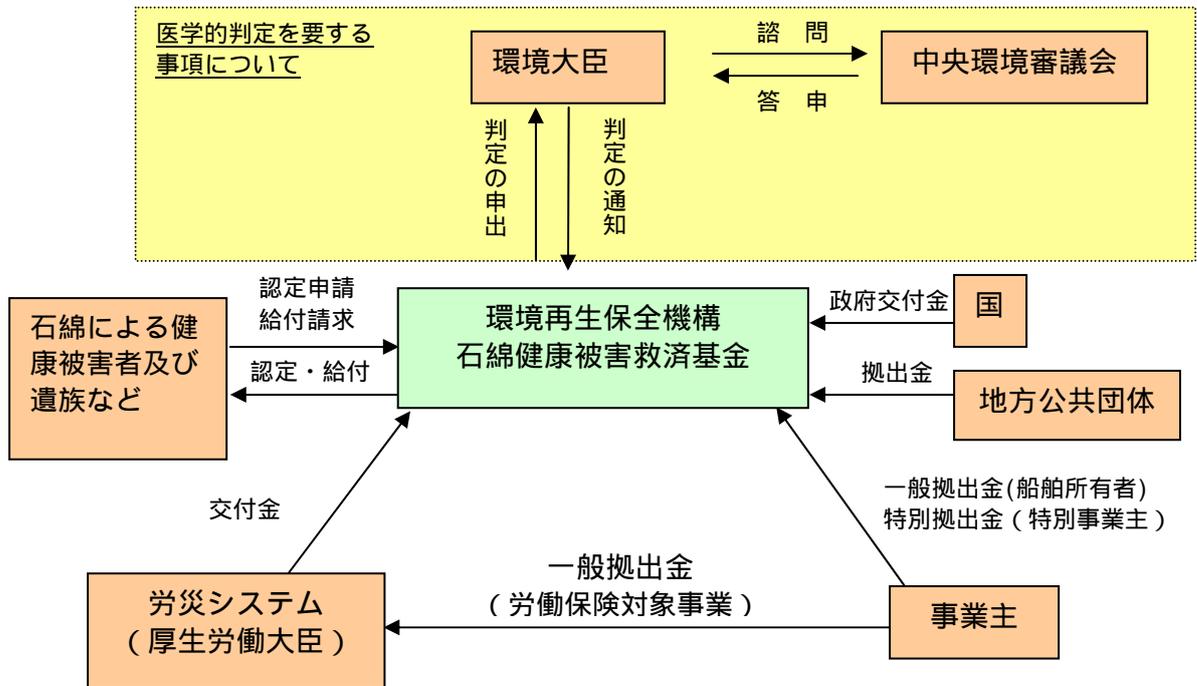




石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿により指定疾病にかかった方及び石綿による健康被害の救済法の施行前に石綿による疾患に起因し死亡した方の遺族に対し、医療費等の救済給付の支給を行っている。

< 石綿健康被害救済制度の仕組み >



債権管理・回収業務

旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収を行っている。

環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修業務

からに規定する業務に支障のない範囲で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行っている。



3 経営理念、経営方針、行動指針

機構は、機構法に基づく目的、業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また中期計画に定める環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員の行動指針を策定し、その趣旨に沿って組織運営を行っている。

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- ▶ ○ 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- ▶ ○ 公共性を見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- ▶ ○ 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- ▶ ○ 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

行動指針

《機構の使命を果たすための行動》

国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。

幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。

常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

《業務に取り組む姿勢》

業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。

環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。

業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。



4 環境配慮に関する基本方針

独立行政法人環境再生保全機構は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- (4) 日常活動における環境配慮
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- (5) 社会とのコミュニケーション
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。



5 組織・沿革

(1) 事務所の所在地

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
本部	〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 番 ミュ - ザ川崎セントラルタワー	044-520-9501	044-520-2131
大阪支部	〒530 - 0002 大阪市北区曾根崎新地 1 丁目 1 番 49 号	06-6342-0335	06-6342-0260

(2) 役員の状況

平成 20 年 3 月 31 日現在

役職名	氏名	就任年月日
理事長	田中 健次	平成 16.4.1
理事	渡辺 昭司	平成 18.6.27
理事	諏訪 茂	平成 18.7.22
理事	田勢 修也	平成 18.7.10
監事	伊藤 一秀	平成 16.4.1
監事(非常勤)	浅野 一麿	平成 16.4.1

(3) 職員の状況

常勤職員数：154 人（平成 19 年 4 月 1 日）

152 人（平成 20 年 4 月 1 日）

(4) 沿革

機構は、公害健康被害補償予防協会が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団が実施してきた地球環境基金事業、PCB 廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成 16 年 4 月 1 日に設立された。

2 法人の沿革は、次のとおり。

ア 公害健康被害補償予防協会

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、昭和 48 年に「公害健康被害補償法」が制定された。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から汚染負荷量賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要な財源に充てることとしている。この徴収業務等を行う特殊法人として昭和 49 年 6 月に「公害健康被害補償協会」が設立された。

その後、昭和 61 年 10 月の中央公害対策審議会の答申に基づき、近年の大気汚染の状況を踏まえ、昭和 62 年 9 月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和 63 年 3 月に法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

機構に、これらの業務の全てが承継された。



イ 環境事業団

産業公害を防止・改善することを目的に、昭和40年に「公害防止事業団法」が制定され、昭和40年10月に公害防止事業団が設立された。

その後、創設当時の目的に加え、都市・生活型公害の防止や自然環境の保全と適切な利用、さらには、地球環境の保全という時代の要請に応え、昭和62年、平成4年、平成5年、平成11年、平成13年と5回にわたり事業の見直しが行われた。

- ・昭和62年の改正：大気汚染対策緑地事業等の追加
- ・平成4年の改正：「環境事業団」に改組
- ・平成5年の改正：地球環境基金の設置と地球環境基金事業の追加
- ・平成11年の改正：地球温暖化対策緑地事業等の追加
- ・平成13年の改正：PCB廃棄物処理事業及びPCB廃棄物処理基金の設置と助成事業等の追加

また、平成10年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い最終処分場維持管理積立金管理業務が追加された。

機構には、1)地球環境基金事業、2)PCB廃棄物処理助成事業、3)最終処分場維持管理積立金管理業務、4)建設譲渡事業及び5)債権管理・回収業務が承継された。

なお、1)PCB廃棄物処理事業、2)環境浄化機材貸付及び3)環境情報提供業務は、平成16年4月に設立された日本環境安全事業株式会社に承継された。

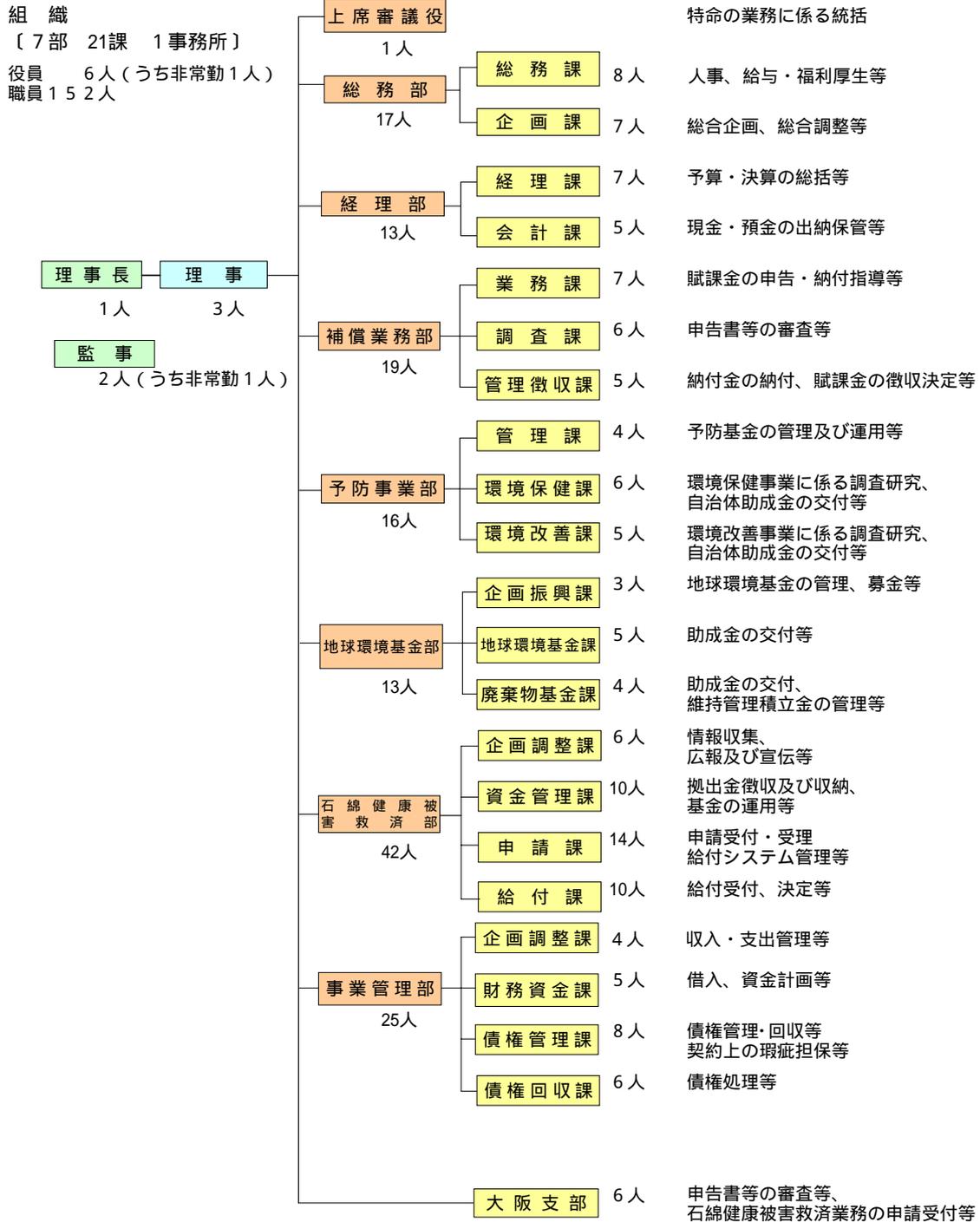
平成18年3月から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴い、石綿による健康被害の救済業務が追加された。

建設譲渡事業については、平成19年3月で施設整備を終了した。



(5) 組織

(平成20年4月1日現在)





第2章 業務実績

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

【中期計画】

機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。

【年度計画】

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

また、新人事評価制度を適切に運用することにより、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、年度計画の達成に向け、効率的な業務遂行体制を整備する。

平成 19 年度業務実績

(1) 組織及び人員配置の見直し

平成 18 年度末に緑地整備関係建設譲渡事業の施設整備が終了したことに伴う瑕疵担保責任等に対応するため、平成 19 年度に事業管理部債権管理課に環境緑地係を設置した。

年度計画（P114 の「人事に関する指標」を参照）どおり、2名の削減を含め、人員配置の見直しを行った。

(2) 効率的な業務遂行体制の整備

新人事評価制度に基づき平成 19 年 3 月及び 9 月に実施した人事評価結果を、夏季及び冬季の賞与に反映した。

組織目標と連動した業務計画の作成と業績評価を、各部門の上司と部下の面談を経て実施した。



自己評価

- (1) 緑地整備関係建設譲渡事業の施設整備終了に伴う組織体制及び職員の削減を含む人員配置の見直しを行い、業務の適切かつ着実な遂行に努めることができた。
- (2) 職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務の遂行に資する新人事評価制度を適切に運用することができた。



2 業務運営の効率化

(1) 業務に対する事後評価の実施

【中期計画】

機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

【年度計画】

前年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、業務評価委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

平成 19 年度業務実績

(1) 機構自らが行った自己点検

中期計画、年度計画の進捗状況を把握するため、半期毎に自己点検・自己評価を行い、競争契約の推進、経費の削減と事業・業務の効率化などの課題に積極的に取り組んだ。

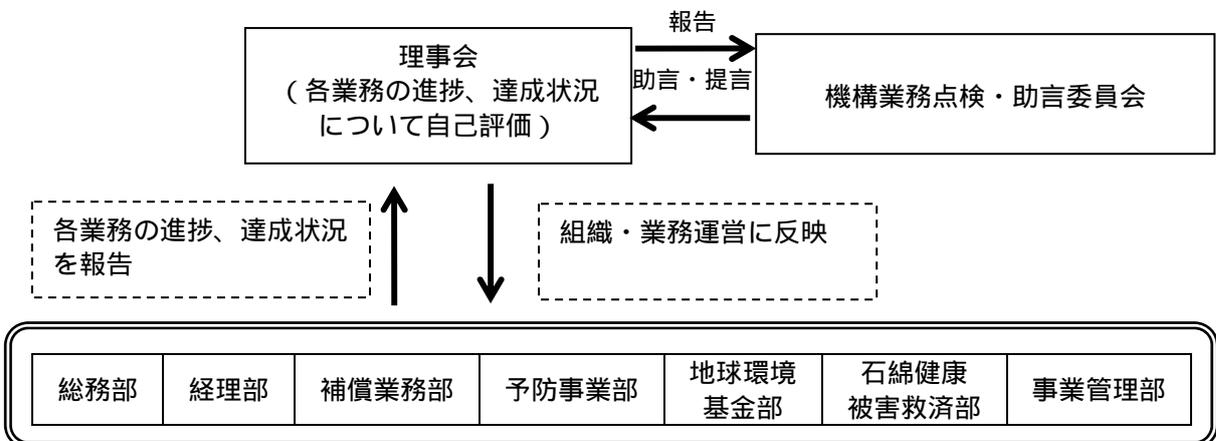
(2) 機構業務点検・助言委員会の開催

機構が行う業務を適正かつ効率的に実施し、国民に質の高いサービスを提供するため、外部専門家、有識者による「機構業務評価委員会」を平成 19 年 6 月、11 月の 2 回開催し、各業務の進捗、達成状況について報告するとともに、専門的、客観的立場から意見・提言を受けた。

また、環境省独立行政法人評価委員会からの提言を受け、環境省独立行政法人評価委員会と当委員会との役割の整合性について点検及び検討を行い、平成 20 年 3 月に名称を「独立行政法人環境再生保全機構業務点検・助言委員会」と変更した。

(機構業務点検・助言委員構成については、「(資料 - 1) 機構組織・業務運営体制 (機構内に設置した主要委員会一覧)」を参照)

< 自己点検・自己評価体制 >





自己評価

機構自ら自己点検を行い、その結果を業務運営に反映させることができた。

また、外部有識者からなる機構業務点検・助言委員会の意見・提言を受けて、業務運営に反映した。

なお、環境省独立行政法人評価委員会からの提言を受け、環境省独立行政法人評価委員会と当委員会との役割との整合性について点検及び検討を行った結果、平成20年3月に名称を「独立行政法人環境再生保全機構業務点検・助言委員会」と変更し、専門性の立場から機構の業務に対する助言・提言を行う委員会であることを明確にした。

参考データ

(資料 - 1) 機構組織・業務運営体制 (機構内に設置した主要委員会一覧)



(2) 事務処理の簡素化、迅速化の推進

【中期計画】

業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

【年度計画】

情報共有化システムの活用により、情報の共有化、知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

平成 19 年度業務実績

(1) 情報共有化システムによる情報の共有化

機構業務における各種事務の手続きの簡素化・迅速化に資するため、平成 18 年度に引き続き、情報共有化システム（ネットワークを介して組織全体で作業等を行うことができるシステム）の安定稼働を図るため、不正アクセス、コンピュータウィルス対策を適切に行った。

このことにより、各種会議資料、機構全体で共通するシステムのマニュアルを安定的に提供することで、情報伝達の迅速化、省資源化（用紙使用量の削減）を図った。

また、出退勤システムを引き続き活用することにより、職員の出退勤管理や休暇申請に係る事務を効率的に運用した。

(参考) 用紙使用量の削減による経費削減

平成 19 年度の用紙使用量と平成 18 年度のそれとを比較し、当該削減量を仮に情報化共有システムによる効果とした場合、経費削減は次のとおり。

$$31,379 \text{ 枚} \times 3.7 \text{ 円/枚 (用紙代 } 0.7 \text{ 円} + \text{ プリンター保守料金 (円/加) } 3.0 \text{ 円)} \\ = 116,102 \text{ 円}$$

(用紙代の単価は「積算資料」平成 20 年 4 月号、プリンター保守料金は機構とプリンター保守業者との契約書による。)

(2) 基金の運用等知識の共有化

資金の安全かつ効率的な運営に資するため、資金管理委員会（委員長：経理担当理事）を定期的で開催し、各基金の運用方針、運用計画について、機構全体として知識の共有化を図った。

自己評価

情報共有化システムを活用し、平成 18 年度に引き続き、情報の伝達及びデータの共有化を図ることができた。

また、資金管理委員会を定期的で開催し、各基金の運用方針や運用計画について知識の共有化を図ることができた。



(3) 外部委託の推進

【中期計画】

機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託し、効率的な回収を図る。

また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。

【年度計画】

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。

また、サービスの低下を招かず、経費節減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。

平成 19 年度業務実績

(1) 延滞債権等の債権回収専門会社（サービサー）への委託、回収状況

「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」（平成 14 年 12 月 24 日環境省、環境事業団）に基づき、法的処理に移行すべき案件や回収が困難と見込まれる事案について、実績と経験のあるサービサーを平成 19 年度も引き続き積極的に活用した。

今年度は、新規に外部委託したものはなく、平成 19 年度期首の委託債権数 15 組合に異同はない。

委託債権 15 組合において法的処理継続中は 7 件あり、このうち訴訟中の 1 件が機構勝訴で終結し、同じく訴訟中の 1 件で和解による債権分割が成立し定期弁済を開始することができた。

さらにサービサーと回収方針等について緊密な連絡・調整を図りつつ、効率的な回収に努めた結果、平成 19 年度委託債権からの回収額は、競売配当を含め 27.6 億円（元利合計）（平成 18 年度 16.3 億円）となった。

サービサーへの債権回収委託費については、委託債権の中で担保処分等が終了し今後の回収が見込めない組合員企業に係る委託を解除し、その削減に努めたが（年換算約 6 百万円）、回収額に応じて支払う回収手数料の増加もあり、費用総額で 1.7 億円（平成 18 年度 1.6 億円）となった。

このように、機構自らが行う回収と合わせて外部委託による回収を進めることにより、現員を増員することなく効率的な回収を図ることができた。

(参考 1) サービサーへの委託費と委託債権からの回収額

年 度	委託費 A	委託債権からの回収額 B	B/A
平成 17 年度	1.4 億円	18.8 億円	13.4 倍



第2章 業務実績 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

平成 18 年度	1.6 億円	16.3 億円	10.2 倍
平成 19 年度	1.7 億円	27.6 億円	16.2 倍

(参考2) 委託サービサーの内訳

委託サービサー名	委託債権数
(株)整理回収機構	6 組合
あおぞら債権回収(株)	3 組合
エムユーフロンティア債権回収(株)	6 組合
合 計	15 組合

(参考3) 債権管理回収業に関する特別措置法によるサービサーの認可要件

- ・資本金が5億円以上の株式会社であること
- ・取締役が1名以上の弁護士が含まれていること
- ・暴力団との関与がないこと

(2) 外部機関の活用等

平成18年度に引き続き次の業務について外部機関を活用した。

機構ホームページ用サーバの管理等業務委託

平成18年度に引き続き、ホームページの効率的な管理・運用を図るため、専用サーバの保守やホームページの更新作業など、専門知識を必要とする業務について外部機関を活用し、3.2百万円を支出した。

これにより、専用サーバを機構内に設置することなく、また、専門知識を有する職員の確保を行わずに現員にて対応することができた。

(参考) 専門の職員により対応した場合の経費

「積算資料」(平成20年4月号) システム運用技術者(プログラム実行や操作支援)

$$63.4 \text{ 万円/人・月} \times 12 \text{ ヶ月} = 760.8 \text{ 万円}$$

給与計算事務委託

役職員の給与・賞与の計算、給与明細の作成、年末調整及び源泉徴収票の作成並びに振込の事務について、事務処理の効率化を図るため外部機関を活用し、約1百万円を支出した。これにより、経費を抑えながら事務の効率化を図った。

ペイジー(Pay-easy)による一般拠出金の徴収

石綿健康被害救済業務における船舶所有者からの一般拠出金の徴収について、利便性を考慮し簡便に拠出金を納付できるよう、平成19年4月からコンビニエンスストア等で納付可能なペイジーによる納付受付を開始した。これによる納付金額・件数はともに全体の7割を占めている。



(船舶所有者からの一般拠出金の徴収については、P93の「(5)救済給付費用の徴収」を参照)

自己評価

(1) 延滞債権等の債権回収専門会社(サービサー)への委託、回収状況

平成19年度のサービサーへの委託については、訴訟での機構勝訴判決の確定や競売による配当を得る等、回収に努めた結果、現員を増員することなく効率的な回収を図ることができた。

(2) 外部機関の活用等

平成18年度に引き続き、ホームページ専用サーバの管理及び給与計算事務等について、外部機関を活用し、業務及び事務処理の効率化を図ることができた。

また、船舶所有者からの一般拠出金の徴収について、平成19年4月からコンビニエンスストア等で納付可能なペイジーによる納付受付を開始し、多くの利用を得ることができた。



(4) 契約に係る競争の推進

【中期計画】

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

【年度計画】

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

平成 19 年度業務実績

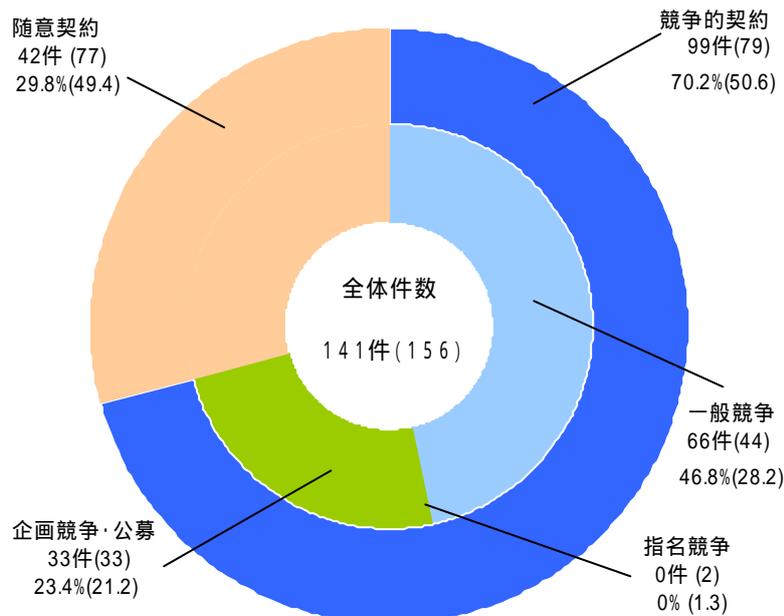
(1) 契約に係る競争の推進

機構が実施する諸契約については、公正かつ透明性を図る観点から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付した。

なお、平成 19 年 12 月に「随意契約見直し計画」を策定し、更なる競争的契約の推進を図ることとした。

これらの取り組みにより、競争的契約（一般競争、指名競争、企画競争・公募）の割合は、平成 18 年度の 50.6%（79 件）から 70.2%（99 件）へ増加した。

平成 19 年度契約状況（件数）

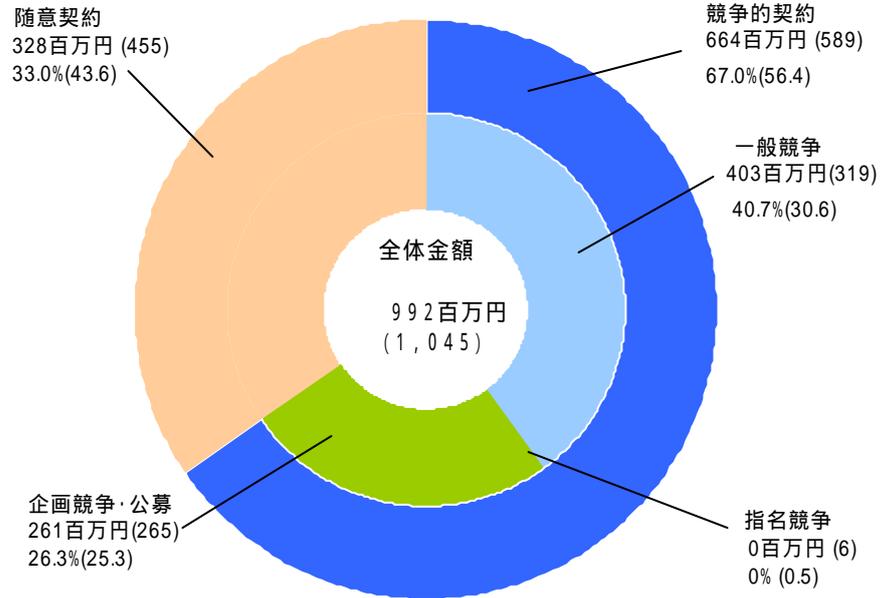


(注) () は、平成 18 年度の計数である。

また、「平成 19 年度契約状況（金額別割合）」は次頁の（参考）のとおりである。



(参考) 平成 19 年度契約状況 (金額)



(注) () は、平成 18 年度の計数である。

((資料 - 2) 随意契約見直し計画)

(2) 透明性の確保

一定額以上の随意契約に加え、競争入札も公表の対象となるよう契約の公表基準を改正し、その基準に則して、契約内容を機構ホームページにおいて公表し契約の透明性を確保した。

((資料 - 3) 平成 19 年度契約一覧表)

自己評価

機構が実施する契約については、公正かつ透明性を確保しつつ、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、極力競争に付すこととしてその推進を図った。

特に、一般競争については、平成 18 年度を大きく上回る実績をあげることができた。

また、競争入札を公表の対象としたことにより、更なる契約の透明性を確保することができた。

参考データ

(資料 - 2) 随意契約見直し計画

(資料 - 3) 平成 19 年度契約一覧表



(5) 電子化の推進等

【中期計画】

- ア 機構全体に係る事務処理については、平成 16 年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。
- イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。
- ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。

【年度計画】

オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。

平成 19 年度業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システム

納付義務者に対して、申告・納付説明会等の場において、フロッピーディスク（FD）・オンライン申告の活用を推奨した結果、平成 18 年度比 FD 申告が 0.7% の増、オンライン申告が 1.6% 増となった。処理時間数は、平成 15 年度比で 17%、平成 18 年度比で 2% 短縮した。

FD・オンライン申告は、申告データを内部システム（徴収システム）へ自動的に取り込むことができるため、入力処理に要する時間を用紙申告に比べて削減することができる。

オンライン申告等電子申告の利用促進を促すため、申告・納付説明会等の場を活用し、積極的にオンライン申告等の雛形ファイルのデモンストレーションの説明等を行った結果、新規に 137 件、電子申告する者の変更に伴う更新 185 件の認証情報取得（事前登録申請）がなされた。

オンライン等電子申請の年度別推移

申告形態	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
申告件数	8,568 件	8,512 件	8,473 件	8,438 件	8,414 件
うち FD 申告	2,560 件 (29.9%)	2,603 件 (30.6%)	2,665 件 (31.5%)	2,723 件 (32.3%)	2,776 件 (33.0%)
うちオンライン申告	837 件 (9.8%)	984 件 (11.6%)	1,115 件 (13.2%)	1,235 件 (14.6%)	1,361 件 (16.2%)
対 15 年度処理時間削減率		9%	12%	15%	17%

() は申告割合を示す。

((資料 - 4) 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図)

(2) 機構から都道府県等へ納付手続を行う納付システム

次の対応を行うことによって、補償給付費納付金及び公害保健福祉事業納付金の事務処理の一層の効率化を図った。



(P 39 の「 納付申請等に係る事務処理の効率化」を参照)

- ア) 公害保健福祉事業においては、全都道府県等が F D 申請を導入した。
- イ) 補償給付事業及び公害保健福祉事業においては、オンライン申請の整った 3 市区 (品川区、横浜市、川崎市) でオンライン申請の試行を実施し、システムが正常に機能することを確認し、平成 20 年度からのオンライン申請の準備を行った。
- ウ) 都道府県等の意見や要望により、最新の O S (Vista) 等に対応させ、また、今まで F D ドライブにしか保存できなかった提出データをハードディスク上の任意の場所に保存できるようにシステムを改修した。

(3) 予防事業助成金システム

オンラインやフロッピーディスクによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の 20% 削減 (最終目標) を達成した。

(P 59 の「イ 助成金交付申請等手続きの電子化等」を参照)

自己評価

電子化・情報化の進展に対応した業務運営の効率化を図るため、各種業務のシステム化を推進し、業務の効率化に寄与することができた。

(1) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システム

F D ・オンライン申告は、申告に使用する雛形様式を改善したことにより、納付義務者の利便性の向上を図ることができた。

(2) 機構から都道府県等へ納付手続を行う納付システム

F D 申請が全ての都道府県等で行われたことにより、事務処理の簡素化が進み機構内部の事務処理削減目標 25% 減を維持することができた。

(3) 予防事業助成金システム

オンラインやフロッピーディスクによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の 20% 削減 (最終目標) を達成できた。

参考データ

(資料 - 4) 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図



3 経費の効率化・削減
(1) 一般管理費

【中期計画】

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。

【年度計画】

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

平成19年度業務実績

一般管理費については、中期計画の削減目標（15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ予算を作成した。その予算の範囲内で超過勤務手当（対前年 3百万円）、タクシー代（対前年 2百万円）、コピー使用料（対前年 2百万円）などの効率的な執行を実施することにより、平成15年度比で32.8%の削減を行った。

（単位：百万円、%）

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	2,384	100.0	1,703	28.6	1,805	24.3	1,576	33.9	1,603	32.8

また、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、事務所家賃等の共通的な経費の分担に係るものであるが、按分率の低下などにより、平成18年度比で48.5%の削減となった。

自己評価

一般管理費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。



(2) 事業費

【中期計画】

事業費（公害健康被害補償納付金及び石綿健康被害救済給付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。

【年度計画】

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、平成19年度においても1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度において平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成19年度においても適切な執行に努める。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

平成19年度業務実績

(1) 事業費の効率化

基金運用収入により行う公害健康被害予防事業のうち、知識普及、研修及び予防情報提供事業に係る事業費については、競争的契約の推進による事業コストの縮減を図り、平成19年度予算額比で9.8%の業務の効率化を実施した。

平成19年度事業費の効率化実績 (A)	平成19年度事業費予算 (B)	(A) / (B)
39,091,151 円	400,796,000 円	9.8%

(注) 効率化実績については、予定価格と契約実績の差額を計上している。



(2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

運営費交付金を充当する事業費については、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ予算を作成した。その予算の範囲内でコピー使用料(対前年 100万円)、広報活動費(対前年 3.5億円)などの効率的な執行を実施することにより、平成15年度比で20.5%の削減を行った。

(単位:百万円、%)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
事業費	1,583	100.0	1,427	9.8	1,358	14.2	1,212	23.4	1,258	20.5

サービサーへの債権回収委託費については、委託債権の中で担保処分等が終了し今後の回収が見込めない組合員企業に係る委託を解除し、その削減に努めたが(年換算約600万円)、回収額に応じて支払う回収手数料の増加もあり、費用総額で1.7億円(平成18年度1.6億円)となった。

(3) 石綿健康被害救済関係経費に係る事業費の削減

石綿健康被害救済関係経費に係る事業費については、効率的な執行を実施することにより、平成18年度比で43.0%の削減を行った。

自己評価

(1) 事業費の効率化

平成19年度においても目標である1%を超える業務の効率化を達成できた。今後も競争契約の推進により、業務の効率化を進めていく。

(2) 運営費交付金を充当する事業費の削減

事業費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。

(3) 石綿健康被害救済関係経費に係る事業費の削減

石綿健康被害救済関係経費に係る事業費については、業務の効率化等に努めた結果、計画を上回る削減を行うことができた。



4 業務における環境配慮

【中期計画】

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き 100%達成する。

また、日常業務の遂行に当たり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

【年度計画】

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き 100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、平成 19 年度に策定する「環境配慮のための実行計画」に基づき、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

さらに、平成 18 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し公表する。

平成 19 年度業務実績

(1) 環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）第 7 条の規定に基づき、国が定めた基本方針に則して平成 19 年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定（平成 19 年 4 月 1 日）し、機構ホームページで公表した。

また、同方針に基づき、環境物品等の調達を行い、調達目標について緊急時等を除き 100%達成した。

なお、特定調達物品等以外の購入についても環境に配慮された物品等の調達に努めた。

（（資料 - 5）平成 19 年度環境に配慮した物品・役務の調達状況）

(2) 環境配慮のための実行計画

用紙類の使用量の節減

平成 19 年度に策定した「環境配慮のための実行計画」（以下「実行計画」という。）に基づき、情報伝達における電子情報の活用及び職員に用紙の使用量をメールで伝達し意識の啓発を図ること等により用紙の使用量の抑制に努めた結果、平成 18 年度比マイナス 1.3%（削減目標値 1%）の削減を達成した。

（（資料 - 6）平成 19 年度環境配慮のための実行計画）

電気使用量の削減

実行計画に基づき、昼休みの消灯、毎水曜日及び給与支給日の定時退室の奨励、6～9月の軽装の励行（室温 28 度設定）、12～3月の暖房温度を 20 度に設定、職員に電気使用量をメールで伝達することにより意識の啓発を図るとともに、照明エリアを



細分化すること等により電気使用量の抑制に努めた結果、平成 18 年度比マイナス 6.8%（削減目標値 1%）の削減を達成した。

（（資料 - 7）平成 18、19 年度用紙使用量、電気使用量の実績）

研修の実施

実行計画に基づき、役職員を対象として環境保全に関する研修を実施した（平成 20 年 3 月）。

機構が発注する事業への環境物品の使用の推進

機構が発注する事業において、発注先で使用する物品等について、環境負荷の低減に資する環境物品の使用を仕様書に盛り込むなど、環境保全に資するよう適切に取り組んだ。

（3）環境報告書の作成・公表

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）に基づき、平成 18 年度の事業活動に係る環境配慮の取組の状況等を記載した環境報告書を作成し、公表した（平成 19 年 9 月）。

（4）「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の策定・公表

機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため、自ら実行すべき具体的な措置について定める実施計画を策定し、ホームページで公表した（平成 20 年 1 月）。

（（資料 - 8）独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画）

（5）地域活動への参加

川崎市内統一美化活動へ参加し、川崎駅周辺の清掃活動を実施した（平成 19 年 9 月）。

自己評価

（1）環境物品等の調達を推進を図るための方針の策定等

物品購入については、年度当初に策定した「環境物品等の調達を推進を図るための方針」を各部調達担当者に説明したうえで、四半期毎に環境物品等の調達に努めるよう周知徹底を図った結果、職員全体に理解され、調達目標について目標どおり達成することができた。

（2）環境配慮のための実行計画

実行計画に基づく用紙類の使用量の抑制、電気使用量の抑制等を実施した結果、削減目標値を達成することができた。

また、機構が発注する事業への環境物品の使用の推進に努めることができた。



(3) 環境報告書の作成・公表

職員の創意工夫により、平成 18 年度の事業活動に係る環境配慮の取組の状況等を記載した環境報告書を作成し、公表することができた。

(4) 「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の策定・公表

政府関係機関にも、温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について国と同様な取組が行われることが期待されていることを踏まえ、自ら実行すべき具体的な措置について定める実施計画を策定し、ホームページで公表することができた。

(5) 地域活動への参加

職員のボランティア活動により川崎市内統一美化運動へ参加し、川崎駅周辺の清掃活動を実施することにより地域貢献活動の一翼を担うことができた。

参考データ

(資料 - 5) 平成 19 年度環境に配慮した物品・役務の調達状況

(資料 - 6) 平成 19 年度環境配慮のための実行計画

(資料 - 7) 平成 18、19 年度用紙使用量、電気使用量の実績

(資料 - 8) 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画



国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【中期計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや季刊誌・広報誌等により情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。

また、機構業務全般に関わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。

さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。

【年度計画】

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページ、機構業務案内、パンフレット等を作成し、情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。

また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。

平成19年度業務実績

(1) 季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況

機構の業務について、季刊誌・広報誌等により業務関係者、関係機関等に確実かつ適切に周知・広報し、円滑な業務の遂行に努めるとともに、各事業や業務の実施段階において、利用者、事業参加者及び研修受講者に対してアンケート調査を行い、参加者等のニーズを把握した。(参加者等のニーズについては、P46の「ニーズの把握と事業の改善」、P71の「(3)民間団体等のニーズ調査方法等」を参照)

<季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況>

広報資料等の名称	部数	主な周知・広報先
業務案内パンフレット	10,000部 (英語版:600部)	賦課金納付義務者、関係地方公共団体、地球環境基金助成団体等
業務案内簡易版リーフレット	11,000部	各種イベント等
環境報告書	2,000部	商工会議所、関係地方公共団体 環境学習施設等
すこやかライフ	100,000部	関係地方公共団体、保健所、医療機関、ぜん息患者及びその保護者等
予防事業だより	5,600部	関係地方公共団体、公害健康被害予防基金拠出事業者等
地球環境基金便り	16,000部	地球環境基金助成団体、関係地方公共団体等



国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

石綿健康被害救済業務については、広報実施計画を定め、政府広報とも連携し、広報を行った。（広報実施計画については、P81の「（1）制度に関する情報提供」を参照）

さらに、船舶所有者からの一般拠出金の徴収について、船舶所有者等に対し、拠出への理解を深めてもらうため、ポスター等を作成し関係者へ配付した。（救済給付費用の徴収については、P93の「（5）救済給付費用の徴収」を参照）

制度に関する情報提供

- ・ 新聞（全国紙・地方紙）・・・46紙
- ・ 新聞折込広告、リビング紙・・・尼崎市、泉南市等16地域
- ・ 業界専門紙（誌）・・・25紙（誌）
- ・ 医療関連誌・・・20誌
- ・ 週刊誌・・・10誌
- ・ 交通広告・・・JR 12線

また、主に保健所や病院への来所者を対象として活用することを想定して、石綿健康被害救済制度等を含めた石綿に関する情報提供を行うためのDVDを製作し、約6,000枚を医療機関等に配布した。

（2）ホームページによる情報提供の状況

機構ホームページにより、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、業務・事業の実施により得られた知見や利用者のニーズに応じた情報の提供を行った。

また、利用者の利便性向上のため、文字拡大・読み上げソフトへの対応、子ども向けコンテンツとして「夏休み自由研究のページ」及び「集まれ！GreenFriends」の開設等を行った。

機構トップページのアクセス数：446,511件

（平成16年度実績：306,784件（平成16年度比：145.55%））

（（資料-9）ホームページのサイト別・月別利用状況）

（3）環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組

第2章の1～5のとおり、公害健康被害の補償及び予防業務、地球環境基金業務、石綿健康被害救済業務等において、平成18年度に引き続き業務の改善・見直しを行うとともに、環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすため、機構が保有する知見、ノウハウ等を活用し、次の取組を行った。

日韓環境技術協力協定に基づく韓国環境管理公団との情報交換や資料の提供

「科学技術の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」に基づき、それぞれの活動分野における協力関係を築くため、平成19年度は9月に定期会議、2月に実務者会議を開催し、情報交換等を行った。

機構への来訪者に対する情報の提供

国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトにおいて、海外からの来訪者（アルジェリア、東南アジア）を対象に、公害健康被害補償制度や大気環境などの情報を提供した。

機構ホームページでの問い合わせや照会事項への対応

機構の業務の照会の他、ホームページのリンクの依頼に対応した。



第2章 業務実績

国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

(1) 季刊誌・広報誌等による周知・広報活動の状況

季刊誌・広報誌等により、業務に関係する地方公共団体などの機関に、确实かつ適切に周知・広報することができた。また、石綿健康被害救済業務については、媒体を幅広く利用したり、ホームページやパンフレット等を活用するなど、広範な広報活動を実施することができた。

(2) ホームページによる情報提供の状況

機構のホームページを利用し、機構が行う業務で得られた知見等の情報提供に努め、多くの方々の利用を得ることができた。

(3) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組

平成 18 年度に引き続き業務の改善・見直しを行うとともに、日韓環境技術協力協定に基づき、韓国環境管理公団と情報交換や資料の提供を行うなど、政策実施機関としての役割と責任を果たすことができた。

参考データ

(資料 - 9) ホームページのサイト別・月別利用状況



1 公害健康被害の補償及び予防業務

(1) 汚染負荷量賦課金の徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

【中期計画】

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

【年度計画】

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

平成19年度業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況

徴収率

(単位：円・%)

年度	徴収計画額	申告額	徴収率
平成15年度	51,017,623,000	51,201,881,900	100.36
平成19年度	44,176,969,000	44,640,696,900	101.05

収納率

(単位：円・%)

年度	申告額	収納済額	収納率
平成15年度	51,201,881,900	51,197,861,900	99.99
平成19年度	44,640,696,900	44,638,613,700	99.99

((資料-10) 徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由)

((資料-11-) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移)

((資料-11-) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(2) 納付義務者* への効果的な指導及び質問事項等への的確な対応

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を行うため、委託商工会議所の協力を得て、103会場(機構直轄1会場を含む。)において申告・納付説明会を開催した。納付義務者に、分かりやすく説明を行った後、納付義務者からの相談、質問事項等(制度に関する質問、具体的な計算方法等の質問約200件)への的確な対応を図った。



注) *納付義務者の定義(公健法第52条)

次の要件を満たす工場・事業場を有し、又は、有していた事業者は、汚染負荷量賦課金の申告・納付する義務を負う。

ばい煙発生施設等(大気汚染防止法に定めるもの)を設置していた工場・事業場	昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。 その施設が硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。 その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量の合計が指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>旧指定地域</td> <td>5,000</td> <td>m³N/h</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>10,000</td> <td>m³N/h</td> </tr> </table>	旧指定地域	5,000	m ³ N/h	その他地域	10,000	m ³ N/h
旧指定地域	5,000	m ³ N/h					
その他地域	10,000	m ³ N/h					

(3) 申告督促

平成19年度の納付義務者8,618事業所のうち、申告した者は8,345事業所で、未申告が273事業所(本部(231事業所)、大阪支部(42事業所))であった。未申告事業所に対しては、納付義務者の要件、法令等を抜粋して記載するなど納付義務者の理解が得やすいように工夫した文書で督促するとともに、電話(延べ約350回)、現地訪問(43事業所)による申告督促を行い、69事業所(16百万円)の納付義務者が申告・納付に応じた。

また、49事業所について、清算結了等によって納付義務が消滅した者として処理を行ったほか、破産により手続き中のもの、所在不明のものなど155事業所を確認した。

(4) 公平な汚染負荷量賦課金の徴収

虚偽申告等の情報に基づき、13社32工場・事業場に対し、実地調査を実施した。その結果、データ改ざん4社7工場、保存義務違反7社8工場、転記誤り等11社28工場(一部重複あり)を確認した。

これらの事案については、文書で厳重注意し、再発防止の措置を促した。

また、上記の事案を踏まえ、平成20年度の申告・納付説明会で使用する注意喚起の資料を作成した。

((資料 - 11 -) 平成20年申告・納付説明会で配布した資料)

自己評価

委託商工会議所と連携を図りつつ、納付義務者への説明会の実施、個別問い合わせ等に対する的確な対応の結果、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、平成15年度実績の水準の維持を図ることができた。

参考データ

(資料 - 10) 徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の 向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (資料 - 1 1 -) 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移
- (資料 - 1 1 -) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移
- (資料 1 1 -) 平成 20 年度申告・納付説明会で配布した資料



納付義務者等に対する効果的な指導

【中期計画】

- ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国 156 商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

【年度計画】

- ア 委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。
- イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

平成 19 年度業務実績

ア 委託商工会議所に対する的確な業務指導

徴収業務の事務委託

156 商工会議所に、汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託（期間：平成 19 年 4 月 1 日から 6 月 14 日まで）を行った。

商工会議所担当者に対する業務指導

業務委託担当者研修会を開催（平成 20 年 3 月 3 日）し、オンライン申請等電子申請等の導入促進の働きかけを徹底し、申告の際の誤りの多い事例を中心とした内容で、納付義務者に対する的確な指導を行うために必要な知識の習得ができる研修会を実施した。

委託業務の実施状況の確認

委託業務の現地確認を 45 商工会議所（本部 34 商工会議所、大阪支部 11 商工会議所）で実施した。また、その中で、委託費に係る業務量（従事時間等）を重点的に点検して、その結果を基に平成 20 年度から委託契約に係る単価の改定（8.4%）を行った。

（（資料 11 - ）平成 20 年度申告・納付説明会で配布した資料）

（（資料 - 12）徴収業務の一部を商工会議所に委託している理由）

（参考）独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

「公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付憑、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。」とされており、平成 21 年度の実施に向け、民間競争入札実施要項を作成し、内閣府に設置されている官民競争入札等監理委員会に付議し実施する。



イ 汚染負荷量賦課金申告・納付説明会のフォローアップ

申告・納付説明会終了後、事後検討会を実施し、次年度の資料改善等の検討を行い、説明資料について納付義務者がより理解しやすい表現への変更、記載例の追加等、平成20年度の「汚染負荷量賦課金申告の手引」等の説明資料に反映した。

自己評価

ア 全国 156 商工会議所の能力を活用するとともに、説明資料を改善したことによって、賦課金を申告する納付義務者への利便性の向上を図ることができた。

また、業務委託担当者研修会等を実施し、申告納付における注意点、誤りの多い事例などを周知した結果、納付義務者からの問い合わせ、指導等に委託先職員が的確に対応できるようにすることができた。

イ 申告・納付説明会に出席した機構職員等で事後検討会を実施し、説明資料等を納付義務者がより理解しやすい表現にするための検討をした結果、平成20年度の説明会に使用する資料のより一層の改善を行うことができた。

参考データ

- (資料 - 1 1 -) 平成20年度申告・納付説明会で配布した資料
- (資料 - 1 2) 徴収業務の一部を商工会議所に委託している理由



納付義務者に対するサービスの向上

【中期計画】

- ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。
- ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。
- エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。

【年度計画】

- ア 委託商工会議所が主催する説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。
- イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫黄酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、必要に応じて説明資料に反映させる。
また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。
- ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、前年度の改善結果をも踏まえ、必要に応じてホームページの改善を図る。
- エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。

平成 19 年度業務実績

- ア 汚染負荷量賦課金申告・納付説明会への的確な対応
委託商工会議所等が主催する 103 会場（機構直轄 1 会場を含む。）に本部及び大阪支部職員を説明員として派遣し、3,725 事業者の出席を得た。各説明会場では、制度及び申告方法の説明、誤りが多い事例の紹介、FD・オンライン申告のデモンストレーションを行ったほか、質疑応答等の時間を設け、納付義務者からの質疑等に的確に対応した。
- イ 適正な申告への取組
FD・オンライン申告に使用する様式の改善
最新のOS（Vista）等に対応させ、また、申告書様式の過去分累積換算量の自動表示、各算定様式の前年度データの複写機能を追加し、利便性の向上を図った。



説明資料への反映

平成 19 年度の申告書を審査した結果に基づき、端数処理誤り、脱硫効率の計算誤り等の誤りの多い事例を把握するとともに、その結果を平成 20 年度の説明資料に反映し、申告書を記載する際に注意するよう申告・納付説明会で十分な説明を行うこととした。

問い合わせへの的確な対応

申告・納付説明会での質疑応答、個別質問に的確に対応したほか、機構への問い合わせにも的確に対応した。

ウ 賦課金専用ホームページの改善

ホームページを閲覧する者にとって、一層見やすく、一層理解が進むよう、データの更新等も含め見直しを行った。

ホームページで納付義務者への有用な情報提供を行っていることを申告・納付説明会で説明し、普及啓発に努めた。なお、質問コーナーは継続的に開設している。

平成 18 年度のアクセス件数 23,318 件に対し、平成 19 年度は 28,089 件であり、平成 18 年度比で 120%と増加している。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化

「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等で周知を図った。平成 19 年度は 701 件のうち、163 件がオンラインによる提出であった。

自己評価

ア 申告・納付説明会においては、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することができた。

イ F D・オンライン申告は、最新の O S (Vista) 等に対応するなど、納付義務者の利便性の向上を図ることができた。

申告において誤りの多かった内容については、平成 20 年度の説明資料に反映させることができた。また、申告・納付説明会の期間中の納付義務者からの問い合わせにも的確に対応できた。

ウ 賦課金専用ホームページを周知することにより、アクセス件数が平成 18 年度の 23,318 件に対し 28,089 件と大幅に増加した。また、質問コーナーへの問い合わせにも速やかに対応できた。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化については、申告・納付説明会等で周知できた。



(2) 都道府県等に対する納付金の納付
納付申請等に係る事務処理の効率化

【中期計画】

- ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成 15 年度実績に対し、5 年間で 25%削減する。
- イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。
- ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

【年度計画】

- ア 都道府県等からの提出期限の徹底を引き続き図るとともに、フロッピーディスクによる申請などにより、事務処理日数を平成 15 年度比 25%削減の水準を維持する。
また、必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。
- イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施する。
- ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

平成 19 年度業務実績

ア 事務処理日数の削減

次の対応を行うことによって、中期計画に定める納付申請等に係る事務処理日数の 25%削減（最終目標）の水準を維持した。

- ア) 都道府県等に対して書類の提出期限の厳守を求めるとともに、補償・福祉システムを活用して、引き続き効率的な業務の推進に努めた。
- イ) 福祉事業においては、全都道府県が F D 申請を導入した。

福祉事業の手引の見直しを行い、F D 申請による全ての事業に対して積算例示を掲載し、その旨を都道府県等の担当者へ周知した。



(参考1) 申請書等の審査日数

納付金の名称	平成15年度	平成19年度
補償給付費納付金	136日	93日
公害保健福祉事業費納付金	83日	71日
計	219日	164日
削減率(対15年度)	-	25.1%

(参考2) F D申請による申請都道府県等

納付金の名称	平成15年度	平成19年度
補償給付費納付金	37/40	41/41 ¹⁾²⁾
公害保健福祉事業費納付金	40/45	43/43 ¹⁾³⁾

注1) 平成16年度の楠町と四日市市の市町村合併により、平成17年度以降都道府県等の母数から1件削除した。

注2) 第二種地域の補償給付を実施している県(島根県及び宮崎県)を、平成18年度からF D申請が可能となるようにシステムを改修したことによって母数が2件増。

注3) 富山県は、平成18年度から福祉事業の実績がないため母数から1件削除した。

イ 都道府県等への現地指導

現地指導は、3年に1回の実施を原則としているが、平成19年度においては、旧第一種地域16都道府県等及び第二種地域2都道府県等を対象に実施した。

同指導においては、過去の不適切な案件、特に死亡関係(遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料及び未支給の補償給付)に係る給付に重点を置いて実施し、適正に処理されていることを確認した。

<現地指導実施状況>

地域	都道府県等名	実施件数
旧第一種地域	港区、文京区、品川区、目黒区、豊島区、江東区、荒川区、足立区、江戸川区、富士市、大阪市、豊中市、守口市、神戸市、倉敷市、岡山県	16都道府県等
第二種地域	新潟県、新潟市	2都道府県等

ウ 国及び都道府県等への情報提供等

都道府県等及び環境省に対し、福祉事業に係る次の情報提供及び要望を行った。

参加者の高齢化等に伴い、事業に必要な対象経費(タクシーの利用代、付添スタッフ他)について、環境省との確認調整を踏まえ、計上可能な経費について都道府県等へ情報提供を行った。

現地指導において、事業が適正に行われているか実態を把握するとともに、事業従事者から事業の活性化につながるような事例等を収集し、今後につなげるために詳細な内容を調査した。



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

現地指導において収集した問題点、課題等を取りまとめ、機構から事業の活性化につながるような提案（付添人を同行している事例、家庭訪問カードの有効活用の事例等）も含めて、環境省へ情報提供を行った。

自己評価

- ア 補償給付事業及び福祉事業の全ての都道府県等でFD申請が行われたことによって、機構内部の事務処理日数の削減目標 25%減を維持することができた。
- イ 指導調査の実施によって、補償給付事業に関する事務処理が適正に行われていることを確認した。
- ウ 全都道府県等に有用な情報提供ができた。
また、今後の福祉事業の充実や活性化に資するため、都道府県等のニーズ及び機構に蓄積した情報を踏まえた提案を環境省に対し行うことができた。

参考データ

- (資料 - 13) 患者数 / 補償給付費納付金の年度別推移
- (資料 - 14) 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

【中期計画】

ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。

現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。

イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。

【年度計画】

フロッピーディスクによる申請については、都道府県等の意見を踏まえ、必要に応じてシステムの改修を行う。また、オンライン申請の整った都道府県等の利便性を図るため、オンライン化の試行を行う。

平成 19 年度業務実績

F Dによる申請等の導入促進及びオンライン申請の導入検討

福祉事業において、全都道府県等がF D申請を導入した。

補償給付事業及び福祉事業において、オンライン申請が整った3都道府県等（品川区、横浜市、川崎市）でオンライン申請の試行を実施し、システムが正常に機能することを確認し、平成20年度からのオンライン申請の準備を行った。

オンライン申請についての手続きや操作方法等を、現地指導等の場（18都道府県等）を活用して利用を促したほか、その他の都道府県等（26都道府県等）に対しては、文書によって利用を促した。

都道府県等の意見や要望により、最新のOS（Vista）等に対応させ、また、今までF Dドライブにしか保存できなかった提出データをハードディスク上の任意の場所に保存できるようにシステムを改修した。

自己評価

福祉事業のF D納付システムは、全都道府県等において導入が完了した。

オンライン申請の準備も滞りなく実施し、平成20年度からの本格稼働の体制を整えることができた。

また、システム改修により都道府県等の利便性を図った。



(3) 公害健康被害予防事業
公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

【中期計画】

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

【年度計画】

ア 公害健康被害予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成19年度の基本運用方針を策定し、平成19年度中に満期償還となる約33億円については、安全かつ有利な運用を行う。

イ 事業の重点化・効率化

各事業分野別に新たに把握したニーズを踏まえ、事業を重点化し、かつ、効率化を図る。

平成19年度業務実績

ア 公害健康被害予防基金の運用状況

「平成19年度公害健康被害予防基金の運用方針」（以下「運用方針」という。）を策定し、安全かつ有利な運用を行った。

運用方針に基づく運用

中期的な金利見通し、満期償還額の平準化、運用利回り及び保有債券の種別バランス等を勘案した運用を行った。

平成19年度運用収入

区 分	平成19年度決算額（平成18年度決算額）
収 入	1,290百万円（1,417百万円）
利 回 り	2.53%（2.78%）

（（資料 - 15）公害健康被害予防基金債券運用状況）



イ 事業の重点化、効率化

予防基金の運用収入の減少に対応し、中期計画に定める地域住民の健康確保に直接つながる次の事業に重点化し、効率化を図った。

助成事業

健康相談、健康診査及び機能訓練事業（ソフト3事業）並びに最新規制適合車への代替促進事業に対する要望は、引き続き優先的に採択し、実施した。また、ぜん息患者の増悪予防・健康回復等を支援するため創設された環境省の補助金による自立支援型公害健康被害予防事業について、効果的・効率的に実施できるよう、国、関係する地方公共団体とも調整を図りつつ、助成金交付要綱の改正のための準備を行った。

ソフト3事業の事業実施状況（単位：百万円）

区 分	金 額
健康相談事業	44
健康診査事業	119
機能訓練事業	269
合 計	432

（助成事業については、P57の「助成事業の効果的・効率的な実施」を参照）

（（資料 - 16）平成19年度助成事業実施状況）

知識普及事業

健康相談、健康診査及び機能訓練事業（ソフト3事業）を効果的に行うために必要なパンフレットの作成、専門医による講演会・講習会の開催、ぜん息電話相談等の事業を重点的に実施した。

また、自動車排出ガス対策の一環としてエコドライブの普及・推進を積極的に行った。

（（資料 - 17）ニーズを踏まえた事業改善の事例）

自己評価

予防基金の運用

運用方針に基づき、保有債券の種別バランス等を勘案して、安全で可能な限り有利な運用を図ることができた。

助成事業

健康相談、健康診査及び機能訓練事業（ソフト3事業）並びに最新規制適合車への代替促進事業に重点化を図り、要望については、引き続き優先的に採択し、着実に実施することができた。



知識普及事業

パンフレットの作成・講演会・講習会・電話相談等の事業を重点的に実施することができた。また、エコドライブの普及・推進のためのコンテストを拡充することができた。

参考データ

- (資料 - 15) 公害健康被害予防基金債券運用状況
- (資料 - 16) 平成 19 年度助成事業実施状況
- (資料 - 17) ニーズを踏まえた事業改善の事例



ニーズの把握と事業の改善

【中期計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

【年度計画】

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

平成 19 年度業務実績

助成事業については、ぜん息患者の増悪予防・健康回復等を支援するため創設された環境省の補助金による自立支援型公害健康被害予防事業を含め、助成事業を行っている地方公共団体より意見、要望等を聴取し、助成金交付要綱の改正内容に反映した。

また、講習会、講演会等の知識普及事業については、事業参加者に対するアンケート調査を実施し、その結果については、平成 20 年度の事業に反映することとしている。

なお、講習会については、平成 18 年度の事業参加者のアンケート結果を踏まえ、開催要望のあった全ての地方公共団体で実施するとともに、「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン 2005」、「喘息予防・管理ガイドライン 2006」等を踏まえた最新の内容で実施した。

また、講演会については、ニーズを踏まえたテーマ選定や講義内容とした。

さらに、パンフレットについては、ニーズを踏まえ、最新の知見に基づき内容を改訂した。

エコドライブコンテストについては、事業所からの要望や選考委員からの意見を踏まえ、関係する事業者団体や地方公共団体の協力を得て、参加事業所数、参加車両台数を拡大した。また、エコドライブ推進ステッカーも新たに作成し、配布するとともに、エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握を平成 20 年度からの調査研究課題として公募した。

研修については、地方公共団体におけるニーズを踏まえ、新たに「初任者研修」及び「ぜん息キャンプフォローアップ研修」を実施した。

((資料 - 17) ニーズを踏まえた事業改善の事例)



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

助成事業については、助成事業を行っている地方公共団体より意見、要望等を聴取し、助成金交付要綱の改正内容に反映することができた。

また、事業参加者のアンケート結果等により把握したニーズについて、平成 19 年度の講習会・講演会・パンフレットやエコドライブコンテストの事業内容に反映することができた。

さらに、研修についても、ニーズを踏まえた新たな研修を実施することができた。

参考データ

(資料 - 17) ニーズを踏まえた事業改善の事例



調査研究事業の実施及び評価

【中期計画】

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大气汚染の改善に係る課題に重点化を図る。

これにより調査研究費総額を平成 15 年度比で 20%以上削減する。

なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

区分	重点分野	公募によるスケジュール
環境保健分野	ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法	平成 18 年度から実施する新規調査研究課題について、公募を 17 年度から実施
大気環境の改善分野	幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法	平成 17 年度から実施する新規調査研究課題について、公募を 16 年度から実施

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

【年度計画】

ア 中期計画の内容を踏まえ、

- ・ 環境保健分野では、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」等を中心に目的を絞って 6 課題の研究を実施する。
- ・ 大気環境の改善分野では、平成 18 年度に実施した 4 課題中 3 課題を継続実施するほか、1 課題を公募により決定し、実施する。

なお、調査研究費総額は平成 15 年度比で 20%以上削減する。

平成 20 年度から実施する大気環境の改善分野に関する新規の調査研究課題について公募を開始する。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、大気環境の改善分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。



イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

平成 19 年度業務実績

ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

課題の重点化

環境保健分野は、平成 18 年度から 3 カ年計画で行っている 6 課題 7 研究について実施した。

大気環境の改善分野は、平成 17 年度から 3 カ年計画で行っている 3 課題 3 研究について実施した。

（（資料 - 18）平成 19 年度環境保健分野に係る調査研究概要）

（（資料 - 19）平成 19 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要）

調査研究費の総額は 162 百万円となり、平成 15 年度比で 20% 以上削減するとの目標を達成維持した。

大気環境の改善分野において、調査研究評価委員会の意見を踏まえ、平成 20 年度から新規に実施する調査研究課題について、公募を開始した。また、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図った。

（（資料 - 20）平成 20 年度新規調査研究課題の公募について）

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

環境保健分野における平成 19 年度の調査研究については、調査研究評価委員会を平成 20 年 3 月に開催し、その結果については、平成 20 年度の調査研究に反映した。

また、環境改善分野における平成 18 年度の調査研究については、調査研究評価委員会を平成 19 年 5 月に開催し、その結果については、平成 19 年度の調査研究に反映した。（平成 19 年度の調査研究については、平成 20 年 6 月に開催する調査研究評価委員会において評価する予定）

なお、「大気汚染改善に資する交通流対策に関する調査」は、平成 18 年度をもって研究を終了し、研究成果については「TDM 施策マニュアル」としてとりまとめた。

（TDM：Transportation Demand Management 交通需要マネジメント）



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

調査研究成果は、助成事業や研修事業等の展開にフィードバックさせた。また、成果集を作成して地方公共団体へ配布したほか、機構のホームページ上で公開した。

さらに、国内外での学会や、論文発表などを通じ、学問分野の発展、社会貢献を果たしている。

(参考) 調査研究の評価結果

ア) 環境保健分野 (平成 19 年度評価)

	課 題 名	評価結果(平均)
1	気管支ぜん息の発症リスク低減に関わる因子の検索と管理・指導への応用に関する調査研究	4.0
2	乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	3.4
3	気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後に関する研究	4.1
4	小児及び思春期の気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	研究 3.9
5		研究 3.6
6	成人気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	4.0
7	COPD 患者の病期分類等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究	4.0

イ) 大気環境の改善分野 (平成 18 年度評価)

	課 題 名	評価結果(平均)
1	高活性炭素繊維を活用した浄化システムの汎用性及び実用性に関する調査	4.4
2	局地汚染地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の複合的削減のための対策技術に関する調査	3.8
3	窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス診断装置の実用性に関する調査	3.8
4	大気汚染の改善に資する交通流対策に関する調査	2.8

注) 評価は、以下の5段階評価とする。

- ・評価5点 大変優れている。
- ・評価4点 優れている。
- ・評価3点 普通
- ・評価2点 やや劣っている。
- ・評価1点 劣っている。

((資料 - 2 1) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について)



自己評価

ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施

課題の重点化

環境保健分野は、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」等を中心に目的を絞って、平成 18 年度から 3 カ年計画で行っている 6 課題 7 研究を実施することができた。

大気環境の改善の分野は、「局地汚染の改善」に貢献する内容に絞って、平成 17 年度から 3 カ年計画で行っている 3 課題 3 研究を実施することができた。

調査研究費の総額は、平成 15 年度比で 20% 以上削減するとの目標を達成維持することができた。

大気環境改善分野の平成 20 年度からの新規研究課題について、公募を実施することができた。

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等

外部有識者による評価結果について、環境保健分野、環境改善分野とも次年度以降の調査研究に反映することができた。

また、調査研究成果について、助成事業等の展開にフィードバックしたほか、成果集を作成し、機構のホームページ上で公開することができた。

参考データ

- (資料 - 18) 平成 19 年度環境保健分野に係る調査研究概要
- (資料 - 19) 平成 19 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要
- (資料 - 20) 平成 20 年度新規調査研究課題の公募について
- (資料 - 21) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について



知識の普及及び情報提供の実施

【中期計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。

【年度計画】

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページを活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。また、予防情報提供誌を活用し、関係事業者等への情報提供を行う。

平成19年度業務実績

ア 知識普及

パンフレットの配布

「すこやかライフ」、「教えて！こどものぜん息」など80種類、約360千部を地方公共団体、保健所、医療機関などを通じ、ぜん息患者や保護者などに配布した。

事業の実施

ア) 専門家によるぜん息やアレルギーに関する講演会(6カ所)等を開催した。

イ) 一般からのぜん息等の相談に対し、専門医や保健師が無料で対応する電話相談事業を実施した。(相談1,223件)



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ウ) ぜん息児の健康回復に効果的である水泳を普及啓発するため、水泳記録会を2カ所で開催した。(参加者417人)

エ) 低公害車フェアを全国6カ所で開催した。(来場者316,000人)

オ) 12月を大気汚染防止推進月間とし、主に自動車利用者やビル所有者を対象に各種啓発活動を実施した。(月間ポスターの公募については、全国から6,013点の応募があった。)

カ) 「エコドライブ」を全国に普及・推進させることを目的に「エコドライブコンテスト」を実施し、優秀な事業所を表彰した。(参加事業所数:1,766事業所、参加車両台数:50,387台)
また、エコドライブ推進ステッカーを新たに作成し、配布した。(20,000枚)

((資料 - 2 2) 平成 19 年度知識の普及事業実施状況)

キ) 知識普及事業に関するアンケートを実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。

((資料 - 2 3) 平成 19 年度知識の普及事業に係るアンケート調査結果)

パンフレット等の見直し

既存のパンフレットについてアンケート調査を実施し、関係学会のガイドラインの改正等に対応して、必要な改訂を行った。

イ ホームページ等による情報提供

ホームページによる情報提供

予防事業の実施状況や事業の開催等に関する情報を機構ホームページで提供した結果、予防事業に係るサイト(「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」)のアクセス件数(122,888件)は、平成15年度(74,958件)と比較して、大幅な増(約64%の増)となった。

予防情報提供誌の刊行・配布

予防情報提供誌(予防事業だより第38・39号)を刊行し、関係地方公共団体等に予防事業の実施状況について情報を提供した。

自己評価

ア パンフレットの配布、事業の実施による知識普及

パンフレット等を地方公共団体、保健所、医療機関等を通じ、ぜん息患者や保護者などへ配布することができた。講演会・講習会、ぜん息電話相談など重点化した事業については、多くの参加を得るとともに、高い評価を得ることができた。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

イ ホームページ及び予防情報提供誌等による情報提供

ホームページのアクセス件数（122,888件）は、平成15年度（74,958件）と比較して、大幅な増（約64%の増）となった。

また、予防情報提供誌を刊行し、関係地方公共団体等へ積極的に情報を提供することができた。

参考データ

- （資料 - 17） ニーズを踏まえた事業改善の事例
- （資料 - 22） 平成19年度知識の普及事業実施状況
- （資料 - 23） 平成19年度知識の普及事業に係るアンケート調査結果





研修の実施

【中期計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

【年度計画】

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

平成19年度業務実績

（1）研修事業の実施

機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修について、延べ319人の受講者の参加を得て実施した。

（（資料 - 24）平成19年度研修事業実施状況等）

（2）研修ニーズの把握とカリキュラムへの反映

地方公共団体における研修ニーズを踏まえ、新たに「初任者研修」及び「ぜん息キャンプフォローアップ研修」を実施した。

なお、研修受講者にアンケートを実施した結果、5段階中上位2段階の評価が98%と高い評価を得た。

（（資料 - 17）ニーズを踏まえた事業改善の事例）

（（資料 - 24）平成19年度研修事業実施状況等）



自己評価

機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修に加え、新たに「初任者研修」及び「ぜん息キャンプフォローアップ研修」を実施し、延べ319人の参加を得ることができた。また、地方公共団体の研修ニーズをカリキュラムに反映し、多くの受講者より「大変有意義であった」又は「有意義であった」との高い評価が得られた。

参考データ

- （資料 - 17） ニーズを踏まえた事業改善の事例
- （資料 - 24） 平成19年度研修事業実施状況等



助成事業の効果的・効率的な実施

【中期計画】

ア 助成事業の重点化

） 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。

） 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。

なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成 16 年度に必要な見直しを行うこととする。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成 15 年度実績に対し、5 年間で 20%削減する。

【年度計画】

ア 助成事業の重点化

） 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。さらに、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議については、事例発表などの情報交換を積極的に行い、事業の効果的な実施に努める。

さらに、より多くの住民が事業に参加できるよう、地方公共団体と共同で事業の紹介を行う。

） 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を引き続き実施する。

なお、代替の効果的促進を図るため、助成内容の変更を行う。



イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。
また、オンライン化が不可能な地方公共団体に対し、フロッピーディスク等による申請も受け付けることとする。なお、助成金交付決定等に係る事務処理日数は、平成15年度比20%削減の水準を維持する。

平成19年度業務実績

ア 助成事業の重点化

予防基金の運用益が減少するなか、健康相談、健康診査及び機能訓練事業（ソフト3事業）を優先的に採択することにより重点的に実施した。

ソフト3事業の対象者数 (単位：人)

事業名	指標	対象者数
健康相談事業	相談参加人数	9,227
健康診査事業	指導対象リスク児数	127,248
機能訓練事業	事業参加延べ人数	41,970
合 計		178,445

また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業（ソフト3事業）の着実な実施・展開を図るため、地方公共団体において事業の担い手である保健師及び看護師の確保（雇上げ）ができるよう、助成金交付要綱の改正を行った。

平成20年度の助成事業に係る地方公共団体からの要望等については、地方公共団体ごとにヒアリングを行い、きめ細かく対応するなどニーズの把握に努めた。なお、環境省の補助金による自立支援型公害健康被害予防事業の創設に当たっては、関係する地方公共団体と検討会を開催するなど調整を図りつつ、助成金交付要綱の改正のための準備を行った。

また、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議では、事例発表などの情報交換を積極的に行った。

さらに、最新の調査研究の成果を生かし、「ぜん息キャンプマニュアル」を改訂するための検討を行った。

大気環境の改善事業として実施している最新規制適合車への代替促進事業については、エコドライブ支援装置又はアイドリングストップ機能を有した装置を搭載したバス、トラック等へ代替する場合に限り、代替前の車両の廃車の条件を免除し、代替の促進に努めた。

((資料 - 16) 平成19年度助成事業実施状況)

((資料 - 17) ニーズを踏まえた事業改善の事例)



イ 助成金交付申請等手続きの電子化等

オンラインやフロッピーディスクによる申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、中期計画に定める事務処理日数の20%削減（最終目標）を達成した。

自己評価

ア 助成事業の重点化

ぜん息予防等に係る事業の中心であるソフト3事業を重点的に実施するとともに、調査研究の成果を事業に反映させることができた。

イ 助成金交付申請等手続きの電子化等

オンライン申請等システムと内部事務処理システムの活用により、中期計画に定める事務処理日数の20%削減（最終目標）を達成できた。

参考データ

（資料 - 16） 平成19年度助成事業実施状況

（資料 - 17） ニーズを踏まえた事業改善の事例



2 地球環境基金業務

(1) 助成事業に係る事項 助成の固定化の回避

【中期計画】

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

【年度計画】

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

平成 19 年度業務実績

平成 19 年度地球環境基金助成金の採択審査において、採択件数 174 件中3年を超える助成案件採択はなかった。

なお、平成 20 年度地球環境基金助成金交付要望募集要領（以下「平成 20 年度募集要領」という。）においても、助成対象活動への助成継続年数の限度として、「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間を限度とする。」旨を明記し、平成 19 年 12 月に公表した。

また、助成対象の裾野を広げるため、平成 20 年度募集要領から過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体を対象として「発展助成」を新設した。

注) 発展助成について

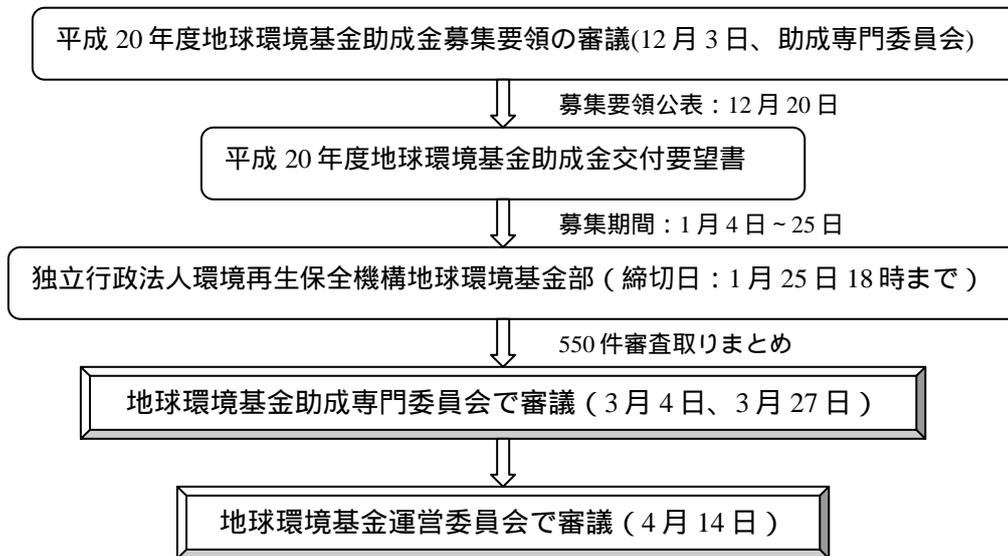
1. これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体が対象
2. 活動実績は、半年あるいは1年以上の実績で可
3. 助成金の下限は50万円程度
4. 単年度限りの助成



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

地球環境基金助成金交付要望の採択までの流れ図（平成20年度助成金採択に係る例）



（参考）

平成20年度採択件数206件中、同一活動に係る継続3年超の件数0件

自己評価

平成19年度地球環境基金助成金の採択審査を厳正に履行した結果、採択件数174件中3年を超える助成案件はなく、年度計画を達成することができた。

なお、同一活動に係る助成継続年数の取扱いについて、平成20年度地球環境基金助成金交付要望募集要領にも明記した。

また、平成20年度募集要領において、助成対象の裾野を広げるための「発展助成」を新設した。



第2章 業務実績
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

助成の重点化等

【中期計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。

【年度計画】

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

平成 19 年度業務実績

(1) 助成対象分野及び海外助成対象地域の重点化

平成 19 年度採択案件において、

助成対象分野については、重点配慮事項として地球温暖化防止、循環型社会形成等の分野で 71.3%を採択した。

海外助成対象地域については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域が占める割合は、88.9%となった。

なお、平成 20 年度募集に向けての重点配慮事項として、地球温暖化防止、生物多様性保全及び 3 R 対策などの国の政策を踏まえた内容を、助成専門委員会に諮り決定した。

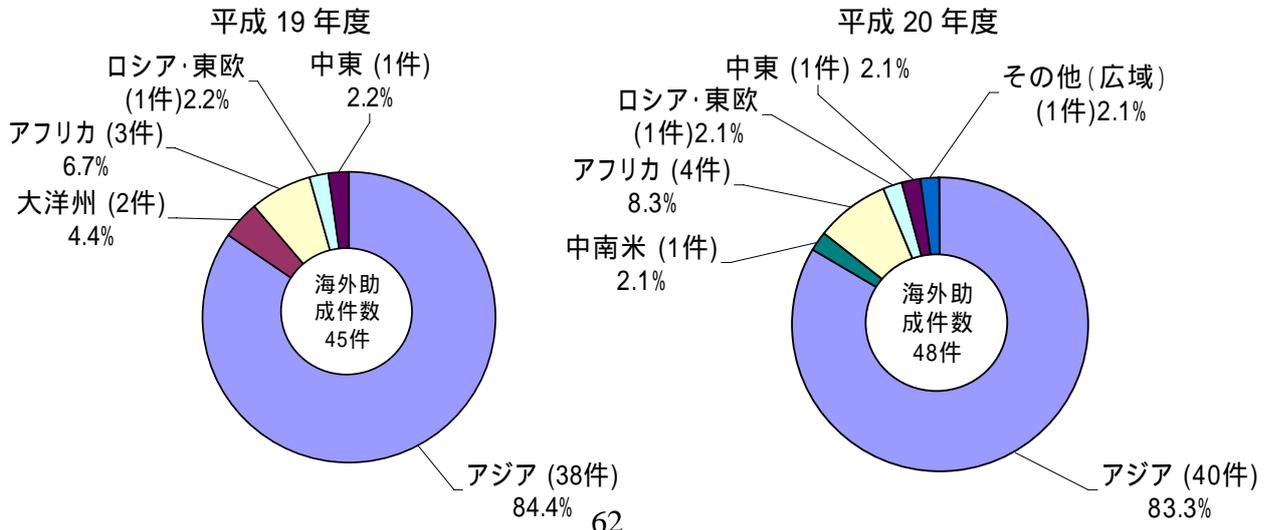
また、主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）に関連する活動を対象とした「*特別助成」を新設した。

- *1.活動形態としては、知識の提供・普及啓発及び国際会議の開催
- 2.事業実施期間は、平成 20 年 4 月～12 月まで

((資料 - 25) 平成 20 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項)

(参考)

平成 20 年 4 月における採択案決定時において、海外助成案件のうちアジア太平洋地域が占める割合は、83.3%となっている。





第2章 業務実績
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(重点配慮事項)

活動分野：地球温暖化防止、生物多様性の保全、循環型社会形成

分野横断的活動：パートナーシップに基づく環境保全活動、環境教育等の人づくり、国際的な環境保全活動

海外における助成対象地域：アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動

((資料 - 26) 海外採択一覧(平成19年度、平成20年度))

((資料 - 27) 助成金交付手続き完了までのフロー(平成19年度))

(2) 第三者による事後評価

平成19年9月の評価専門委員会において、平成18年度の評価結果、平成19年度の評価対象プロジェクトの選定及び評価視点の検討を行った。

事後評価先として、国内(14団体)及び海外(2団体)を選定し、平成19年12月～平成20年3月にかけて実施した。

また、平成18年度の評価結果については、対象団体に伝達し改善を求めるとともに、その後の状況の把握に努めた。

(参考) 平成18年度評価結果

活動名	フィールド	評点
トキの野生復帰を目指す協働保全事業	新潟県佐渡島小佐渡東部地域	A
ニッポンバラタナゴ(Rhodeus ocellatus kurumeus)の保護	香川県東讃地区	A
霞ヶ浦における希少淡水魚の保護と共存への模索	茨城県土浦市(霞ヶ浦流域)	B
地球環境を守る子供たちを育成する自然遊び	熊本県上益城郡益城町	C
野生動物調査員を育成する調査実習プログラムの実施	北海道釧路市音別町(音別川流域)	D
気象予報士・気象キャスターによる地球環境教育活動	国内	A
「東海シニア自然大学」としてのネットワークづくりと社会貢献活動の実践	東海地方(愛知県・岐阜県・三重県)	D
吉野川、新町川等の環境保全全ランドワーク推進モデル事業	徳島県吉野川及び新町川流域	A
照葉樹林の回廊構想 啓発事業	宮崎県内山域	A
地球温暖化防止のための子供版環境家計簿による子供エコチェック活動推進事業	兵庫県内	B
東日本地域における地球温暖化防止の推進活動	北海道及び東北地方	B
北海道における家庭系生ごみ等有機性資源の地域内循環システムの構築	北海道内	C
住民参加による大型肉食獣の調査・国境を越えた保護管理計画策定・保護管理策の実施(ボツワナ、ナミビア)・フェーズ	ボツワナ・ナミビア・ジンバブエ・ザンビア国境地域	B
マレーシア・サラワク州におけるマングローブ植林「南南協力」プロジェクト	サラワク州	B

評点は、以下の5段階評価

- A 極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- B ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- C 普通的水準・状況・結果である。
- D やや不満足な水準・状況・結果である。
- E 極めて不十分な水準・状況・結果である。

((資料 - 28) 地球環境基金助成事業評価の流れ図)

((資料 - 29) 平成19年度事後評価対象団体一覧)

((資料 - 30) 平成19年度事後評価の視点)

((資料 - 33) 平成18年度事後評価結果)



自己評価

平成 19 年度採択案の審査において、年度計画に沿って助成対象分野及び対象地域の重点化を図り、平成 20 年度募集要領においても、助成対象分野及び対象地域の重点化を図る旨明記するとともに、主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）に関連する活動を対象とした「特別助成」を設けた。

また、評価専門委員会において、平成 18 年度の事後評価結果をとりまとめ、評価対象団体へフィードバックするとともに、ホームページで公表したほか、平成 19 年度の事後評価を計画どおり実施することができた。

参考データ

- (資料 - 2 5) 平成 20 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項
- (資料 - 2 6) 海外採択一覧（平成 19 年度、平成 20 年度）
- (資料 - 2 7) 助成金交付手続き完了までのフロー（平成 19 年度）
- (資料 - 2 8) 地球環境基金助成事業評価の流れ図
- (資料 - 2 9) 平成 19 年度事後評価対象団体一覧
- (資料 - 3 0) 平成 19 年度事後評価の視点
- (資料 - 3 3) 平成 18 年度事後評価結果



処理期間の短縮

【中期計画】

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。

【年度計画】

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日の分割を継続し、支払申請書受付から支払いまでの1件当たりの平均処理期間を平成15年度比10%短縮の水準を維持する。

平成19年度業務実績

支払処理期間の短縮については、助成団体から提出される支払申請書の内容を精査の上、審査完了したものを各振込日の7日前に経理部門へ回し、処理期間の短縮を図ったことにより、中期計画における平均処理期間の短縮を図った。

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
処理期間 平均日数(a)	31.24日	30.53日	28.71日	27.79日	27.21日
短縮率 {1 - (a/平成15 年度平均日数)} × 100		2.3%	8.1%	11.0%	12.9%

(参考)

支払回数	申請締切日	振込日	処理件数
第1回	平成19年7月30日	平成19年8月24日	54件
		平成19年8月31日	47件
第2回	平成19年10月1日	平成19年10月24日	58件
		平成19年10月31日	41件
第3回	平成19年11月26日	平成19年12月20日	74件
		平成19年12月27日	40件
第4回	平成20年2月25日	平成20年3月24日	82件
		平成20年3月31日	62件
第5回	平成20年3月31日	平成20年4月30日	156件

注) 支払いは、領収書に基づき精算払いで行い、各振込日の7日前までに審査完了する。



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

処理期間の短縮について、中期目標・中期計画に定められた 10%の目標を達成することができた。

今後とも、助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日の分割を継続し、支払申請書受付から支払いまでの1件当たりの平均処理期間を維持していきたい。



第三者機関による評価を踏まえた対応

【中期計画】

民間団体の代表者等の参加を得た委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。

【年度計画】

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。

また、平成 18 年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針等へ反映させる。

平成 19 年度業務実績

(1) 事前審査

平成 19 年度助成金交付について、助成専門委員会（平成 19 年 4 月 5 日）において助成金交付要望に係る審査を行い、176 件の採択案（事後 2 件が取り下げられ、交付決定件数は 174 件）を得て 609 百万円の交付決定を行い、結果をホームページ等で公表した。

助成対象	交付額(百万円)
イ．国内民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動 44 件	177.7
ロ．海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動のための活動 5 件	17.8
ハ．国内民間団体による国内の環境保全のための活動 125 件	414.0

（（資料 - 3 1）平成 19 年度助成金採択案件の内訳）

（（資料 - 3 2）平成 20 年度助成金採択案件の内訳）

なお、平成 20 年度地球環境基金助成金交付については、助成専門委員会（平成 19 年 12 月 3 日開催）において、地球環境基金助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定し、募集に応じて提出された要望案件（550 件）について、助成専門委員会（平成 20 年 3 月 4 日、3 月 27 日）で審査を行った。

その結果、平成 20 年 4 月開催の地球環境基金運営委員会において採択審査を行い、その結果をホームページ等で公表した（平成 20 年 4 月 24 日）。

(2) 事後評価

平成 18 年度の事後評価の結果をホームページで公表（平成 19 年 10 月 18 日）するとともに、評価専門委員会からの提言を踏まえて、定量的、定性的目標については、



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

交付要綱の改正を行った。また、国内団体における連携、協力体制の明確化、活動の定期的な見直し及び一体性の確保、育成後の活動の場を確保するためのフォローアップ体制の確立等については、平成20年度募集要領及び審査方針に反映させた。

また、国内14団体、海外2団体を選定し、平成19年12月から平成20年3月にかけて事後評価を実施した。

(資料 - 33) 平成18年度事後評価結果)

(資料 - 34) 平成20年度助成金交付要望に当たっての提言)

自己評価

募集要領及び審査方針の策定・審査、採択結果の公表を、計画どおり実施することができた。

また、評価専門委員会において、平成18年度に実施した事後評価結果をとりまとめ、ホームページで公表するとともに、平成19年度の事後評価を計画どおり実施することができた。

さらに、評価専門委員会からの提言を平成20年度募集要領及び審査方針に反映させた。

参考データ

(資料 - 31) 平成19年度助成金採択案件の内訳

(資料 - 32) 平成20年度助成金採択案件の内訳

(資料 - 33) 平成18年度事後評価結果

(資料 - 34) 平成20年度助成金交付要望に当たっての提言



利用者の利便向上を図る措置

【中期計画】

- ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。
- イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。

【年度計画】

- ア 平成18年度の検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で募集及び内定を行い、交付決定の早期化を前年度と同水準で維持する。
- イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、ホームページ上での事業に係るQ & Aの充実等を推進する。
- ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで速やかに紹介し、より広範な情報提供を行う。

平成19年度業務実績

- ア 平成19年度地球環境基金助成金については、速やかに募集（平成19年1月4日～1月25日）を行い、助成案件の内定（同年4月17日）後、内定団体説明会（同年5月21日～29日）の交付申請書の提出に当たっての団体との打合せを経て、同年7月3日付けで交付決定通知を送付した。

（参考）平成18年度 内定 平成18年4月18日
交付決定 平成18年7月3日

- イ 平成19年度地球環境基金助成金に係る募集案内等は平成18年12月下旬にホームページに掲載した。平成20年度地球環境基金助成金募集は、募集概要の告知を掲載するとともに、審査方針等が決定次第、募集案内及び申請書様式（ダウンロード可）等の情報について、ホームページに掲載した。（平成19年12月20日）
また、ホームページに助成金等に係るQ & Aを掲載するとともに、利用者サイドに立つて分かりやすいものとなるよう募集案内の体裁及び文言の見直しを行った。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ウ 平成 19 年度に交付決定した助成先団体一覧については、ホームページ（7月）及び地球環境基金便り（12月10日）で公表した。

また、平成 18 年度活動報告集を平成 19 年 10 月に関係機関や団体等に配布するとともに、ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。

（参考）助成金等に係る平成19年度ホームページへのアクセス件数

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	前年増減率
助成金について	17,586 件	25,231 件	43.5%
報告書、ニュースレター、ビデオ	2,551 件	3,587 件	40.6%

自己評価

募集時期、内定及び交付決定の早期化を進めることができた。また、利用者サイドに立って募集案内の体裁及び文言の見直しを行うとともに、募集案内、申請様式及び助成団体一覧等の提供を年度計画どおり実施することができた。

今後とも、内定等の時期を同水準で維持するとともに、速やかに情報提供を行っていきたい。



(2) 振興事業に係る事項
調査事業の重点化

【中期計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

【年度計画】

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。

平成19年度業務実績

調査事業については、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿って、次の事業を実施した。

(1) 環境保全に関する協働活動推進モデル事業（環境創造リーグ事業）

環境保全上の課題を解決し、効果的な環境保全活動を継続していくためには、その地域の住民、環境NGO等の民間団体、企業、行政等が、協働して活動を実施するための枠組み（環境創造リーグ）の構築が重要である。

このため、新たな組織の設立と運営のモデル事業（5年計画）として、具体的な協働活動計画の策定のほか、組織の自立過程の課題と解決方策の整理を行うこととし、三つの地域で事業を実施した。

神奈川地区（5年目）、 三重地区（5年目）、 愛知・三重・岐阜地区（4年目）

(2) 環境NGO総覧作成調査

平成20年版環境NGO総覧を作成するため、全国約16,300団体に対してのアンケート調査を行った。

また、関係団体からの要請に基づき、掲載データの修正及び追加登録（新規登録を含む。）を随時行った。

(3) 民間団体等のニーズ調査方法等

民間団体等のニーズを把握するため、「環境NGOと市民の集い」等の講座において、アンケート調査を実施した。

((資料-35) 民間団体等からのニーズ一覧)



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

環境創造リーグについては、中央環境審議会中間答申「環境保全活動の活性化方策について」（平成14年12月17日）を踏まえた調査研究として、平成15年度から実施しており、平成19年度で神奈川地区及び三重地区が終了（5年目）を迎え、環境保全のための協働活動推進の契機にすることができた。

愛知・三重・岐阜地区は4年目として、各種主体間のネットワークについての強化・発展させながら各種協働事業を行いつつ環境創造リーグ形成を進めている。

また、ニーズ調査方法として、講座等を活用して民間団体等からニーズを把握することができた。

参考データ

（資料 - 35） 民間団体等からのニーズ一覧



研修事業の効果的な実施

【中期計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

【年度計画】

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。

平成19年度業務実績

研修事業として、10種・26講座を開催し、講座受講者等に対し、カリキュラム等の評価及びニーズの把握のためのアンケート調査を実施した。

また、平成18年度のニーズ調査結果を基に、自然保護戦略講座として新規に「里やま里うみ保全活用・計画づくり研修会」及び「森林生態系の保全」の講座を開催したほか、環境NGOと市民の集いにおいて、「残したい環境 伝えたい保全活動～発信と交流のプラン作り～」、「野生生物の生態変化とわたしたちのくらしかた」など地域の特徴を生かしたカリキュラムに反映させ開催した。

アンケート回答者のうち、全ての講座において有効回答者の70%以上から「有意義であった」との評価を得た。

区分	種類	講座数	参加者数 (人) a	アンケート 回収数 b	回収率(%) c=b/a×100	有意義 回答数(人) d	有意義 回答率(%) e=d/b×100
環境NGOと 市民の集い等	(3種類) 1種類	(10開催) 8開催	(1,256) 919	(391[462]) 335[349]	(37) 37	(381) 323	(97) 96
研修講座	(8種類) 9種類	(20講座) 18講座	(529) 468	(385[429]) 320[333]	(81) 71	(382) 314	(99) 98
全体	(11種類) 10種類	(30講座) 26講座	(1,785) 1,387	(776[891]) 655[682]	(50) 49	(763) 637	(98) 97

注)1.上段()書きは、前年度の数値で、アンケート回収数には無効回答数を含む。

2.アンケート回収数欄の[]書きは、無効回答を含む数値である。

3.回収率は、無効回答数を含む。

4.有意義回答率は、無効回答数を除く。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置



環境NGOと市民の集い（中国・四国ブロック）



自然保護戦略講座
森林生態系の保全に向けて
～シカのいる森をはかる～



環境NGO活動入門講座（大分市）

（（資料 - 36）平成19年度地球環境市民大学校アンケート結果）

（（資料 - 37）平成19年度地球環境市民大学校開催内容一覧）

自己評価

受講者に対するアンケートの結果、すべての講座で有効回答者の70%以上から「有意義であった」との高い評価を得ることができた。

また、平成18年度のニーズ調査結果を基に、活動体験型、参加型調査手法を取り入れた新規講座として「里やま里うみ保全活用・計画づくり研修会」及び「森林生態系の保全」を開催したほか、環境NGOと市民の集いにおいて「残したい環境 伝えたい保全活動～発信と交流のプラン作り～」、「野生生物の生態変化とわたしたちのくらしかた」など、地域の特徴を生かしたカリキュラムに反映させ開催した。



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

参考データ

- (資料 - 36) 平成 19 年度地球環境市民大学校アンケート結果
- (資料 - 37) 平成 19 年度地球環境市民大学校開催内容一覧



(3) 地球環境基金の運用等について

【中期計画】

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

【年度計画】

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図るため、引き続き積極的に募金等の活動を行う。また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

平成19年度業務実績

(1) 募金活動等

- ・地球環境基金事業の役割に対する一層の理解が得られるよう、ホームページの充実、広報誌の発行を行った。
- ・ホームページや広報誌に民間団体による環境保全活動の状況や基金の造成状況、助成件数や助成金の推移を掲載した他、ご寄付をいただいた方々の名称・氏名を掲載した。さらに様々な寄付の事例などを掲載したパンフレットを作成し、企業等に配布するなど一層の理解が得られるように努めた。
- ・また、環境関連イベントや機構が行う研修講座等の場を活用し、募金活動を行った。
- ・さらに、民間企業等に寄付、募金箱の設置等に関する積極的な働きかけを行い、(株)ファミリーマート、(株)西武百貨店、(株)千葉銀行等からの寄付受入れを行った。
- ・以上の結果、平成19年度末の寄付金受入総額68,633千円を加えて、平成16年度からの累計額が149,594千円となり、中期計画に掲げた目標額(平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額64,207千円)を達成することができた。

平成16年度：15,431千円

平成17年度：14,112千円

平成18年度：51,418千円

平成19年度：68,633千円



第2章 業務実績
国民に対して提供するサービスその他の業務の質
の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

地球環境基金造成状況

(単位：件、百万円)

区分		5～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	累計
政府 出資金	件数	7	2	2	3	2	0	0	0	0	0	0	16
	金額	5,000	900	500	2,500	500	0	0	0	0	0	0	9,400
民間等 出えん金	件数	1,455	464	994	883	690	475	392	877	372	665	738	8,005
	金額	3,688	482	11	8	18	13	13	15	14	51	69	4,382
合計	件数	1,462	466	996	886	692	475	392	877	372	665	738	8,021
	金額	8,688	1,382	511	2,508	518	13	13	15	14	51	69	13,782

注) 累計金額と各年度における金額の積算値とは、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(2) 基金運用状況

平成19年度中に満期を迎えた財政融資資金預託金(4,405百万円)について、安全かつ有利な運用に努めた。

(参考) 地球環境基金運用状況(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円、%)

	期末残高	構成割合	利子	利率
新生銀行(長期信用債券)	750	5.5	3	0.35
千葉県地方債	800	5.8	4	1.77
財政融資資金預託金	12,210	88.7	165	1.35
計	13,760	100.0	172	1.25

自己評価

民間企業からの寄付金受入れに関し積極的に活動した結果、基金創設以降、最大の寄付金額(公益補助金を除く。)となり、中期計画における寄付の受入目標額を大きく上回る寄付金受入れを達成することができた。引き続き基金の拡充に向けて、募金等の活動に努めていきたい。

また、地球環境基金の運用については、安全かつ有利な運用を行うことができた。



3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務

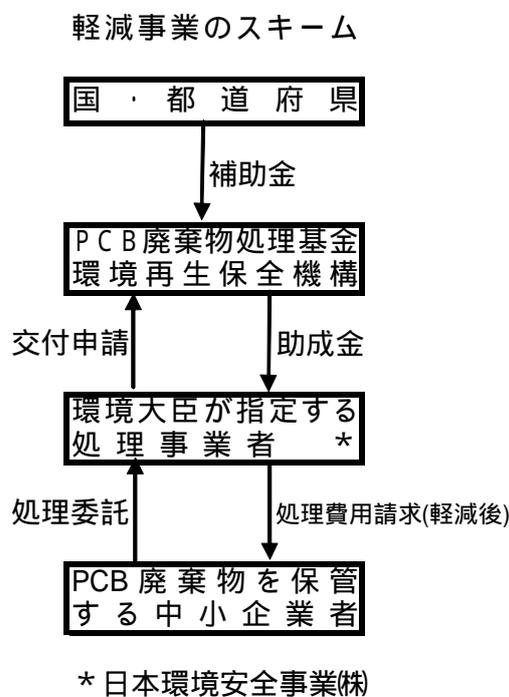
<p>【中期計画】</p> <p>助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択及び助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。</p>

平成19年度業務実績

環境大臣が指定する処理事業者から中小企業者等の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の軽減に関する助成金交付申請を受けて、慎重に審査を行い、助成金を交付した。

実施状況についてはホームページで公表した。（平成19年6月29日、平成19年9月28日、平成19年12月27日、平成20年3月13日）

また、環境大臣が指定する処理事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修等の振興促進に関する助成金交付申請を受けて、慎重に審査を行い、助成金を交付した。



交付先 日本環境安全事業(株)

(軽減事業実施状況)

処理実施場所 福岡県、愛知県、東京都、大阪府、
北海道(平成20年6月操業開始)
(操業開始順)

交付対象 PCB廃棄物保管者 669件
処理台数 1,542台

交付金額 291,201千円

注) 指定事業者は、安全操業等十分確認の上操業しているところ

(振興事業実施状況)

交付対象 現保管場所からの搬出及び運搬が
困難なポリ塩化ビフェニル廃棄物の
抜油・解体処理技術調査業務

交付金額 37,960千円

(資料 - 38) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価

助成金交付要綱に基づいて事業を採択し、助成金を円滑に交付するとともに、助成対象事業の実施状況についてホームページで公表することができた。

参考データ

(資料 - 38) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について



4 維持管理積立金の管理業務

【中期計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

【年度計画】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

平成 19 年度業務実績

積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知した。（平成 19 年 6 月 29 日）また、積立者に積立金の払込手続き等について通知した。（1,307 件）

平成 19 年 12 月 24 日閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、維持管理積立金の適正な運用を図るため、維持管理積立金の利息に関する規程及び維持管理積立金管理細則を改正し、資金運用を開始した。（平成 20 年 2 月）

また、積立者に対して、預り証書の発行及び運用利息額等の通知を適切に実施した。

なお、平成 19 年度末における積立金残高は、34,319 百万円となっている。

（（資料 - 39）維持管理積立金管理業務について）

（参考）独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

「最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。」

自己評価

積立者に対する積立金の払込みの通知を、適切に行うことができた。また、入金及び払込み確認を適切に行うことにより、預り証書の発行及び運用利息額等の通知についても、適切に実施することができた。

参考データ

（資料 - 39）維持管理積立金管理業務について



5 石綿健康被害救済業務

(1) 制度に関する情報提供

【中期計画】

救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、确实かつ広範な広報を実施する。

石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。

制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。

また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。

【年度計画】

救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び新聞一般紙、専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、确实かつ広範な広報を実施する。

石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置く。また、機構ホームページに掲載している申請手続き、記載例等については、適宜、見直しを行う。

制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や、機構内に相談窓口を設け来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。

また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるよう作成しているマニュアルについては、適宜、見直しを行う。

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取・整理し、ホームページの充実を図るとともに、制度の運営状況について公表する。

平成 19 年度業務実績

救済制度について、広報対象ごとに媒体を選択した広報実施計画を定め、同計画に従って、次のとおり広範な広報を実施した。

((資料 - 40) 石綿健康被害救済制度平成 19 年度広報実施計画 (概要))

ア) 一般向け広報

全国紙、地方紙等を媒体として、制度の周知徹底に努めた。

- a. 全国紙：読売、朝日、毎日：各紙年 4 回 日経、産経：各紙年 2 回掲載
- b. 地方紙：北海道新聞等全国 41 地方紙に掲載した。
- c. 週刊誌・月刊誌等：週刊文春、週間ポスト、週刊東洋経済等延べ 10 誌に掲載
- d. 公共交通機関：首都圏内 JR 東日本にポスター掲出した。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

イ) 特定地域住民への広報

申請者・請求者の多い地域（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県・大阪府・兵庫県・福岡県）を中心にリビング紙等に掲載した。

ウ) 特定業種向け広報（業界専門紙（誌）による広報）

アスベストを取り扱っていた業種に関わっていた（いる）方々等へ制度を広く周知するために広報を実施した。

a.建設関係：日刊建設工業新聞等 17 紙（誌）、地方建設専門紙の会に所属の 19 紙に掲載した。

b.電気関係：「新電気」等 3 誌に掲載した。

c.ボイラー関係：「ボイラー研究」及び「ボイラーニュース」の 2 誌に掲載した。

d.自動車整備関係：技術情報誌に掲載した。

e.その他：「安全と健康」及び「安全衛生のひろば」に掲載した。

エ) 医師・看護師向け広報（専門誌による広報）

医師及び看護師向けの専門誌「肺癌の臨床」及び「臨床看護」等 15 誌に掲載した。

オ) 患者及び遺族等への広報

通院若しくは入院している患者及び家族の方に、一般向けがん専門誌や病院の待合室等にある健康雑誌、「がん治療最前線」、「きょうの健康」等 5 誌に掲載した。



(medicina H20.3.1 発行掲載例)



(読売新聞 H19.8.12 朝刊掲載例)

カ) 医療機関に対する広報

・全国の国立病院機構（146）、済生会（94）、日本赤十字社（92）、私立医科大学付属病院（91）等 520 の医療機関に、中央環境審議会の作成した「医学的判定に係る留意事項」を包括した「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」を配布した。（5月、配布部数：2,080部）



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・日本医師会、日本薬剤師会等を通じ、その会員に対して制度の周知を依頼した。

キ) 学会等に対する広報

- ・日本呼吸器学会、日本肺癌学会等に対して、「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」を配布(4~11月、配布部数:30,460部)又はホームページ上での制度の周知を依頼した。

ク) その他

- ・救済制度解説に係るDVD「アスベスト健康被害と救済」とその内容を紹介したチラシを日本医師会所属の医療機関(890)、国立病院機構(146)、済生会(94)、日本赤十字社(92)、私立医科大学付属病院(91)等の520医療機関と自治体所管課・保健所等(695箇所)に配布した(平成20年1~3月、配布枚数DVD:約6,000枚、チラシ約7,000枚)。
- ・外部機関が開催したアスベスト研修(5回)において、「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」等を配布した。

石綿健康被害者及びその遺族等の方が速やかに手続きが行えるように、次の措置を講じた。

- ア) 「石綿による健康被害救済給付の手引き」の改訂版を作成し、都道府県等、地方環境事務所に配付及び備え置く(平成20年1月)。

- イ) 申請・請求期限に関し、「法施行後に指定疾病により亡くなられた場合、生前に認定申請が行われていなければ救済給付は支給されない旨」の注意を喚起する等のチラシを作成し、都道府県等、地方環境事務所に配付及び備え置く(平成20年2月)。

- ウ) 機構ホームページ「石綿(アスベスト)健康被害(救済給付)」サイトの改修等ホームページに対するアクセスと利用のしやすさを高めるため、下記の改修を行った。

- 長く掲示しておきたい情報欄として「重要なお知らせ」用ボタンを設置
- 利用頻度の高いメニューをバナーとして独立
 - 「各種届出・様式」ダウンロード
 - 「パンフレット・手引」ダウンロード
 - 申請受付状況等(最新情報)
 - 石綿関連サイト集

- エ) 機構ホームページ「石綿(アスベスト)健康被害(救済給付)」サイトへのアクセス数

61,009件(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

制度に関する相談、質問事項に対応するため、以下のような措置を講じた。

- ア) 無料電話(フリーダイヤル)や、機構本部及び大阪支部に設置した相談窓口において、制度及び申請手続きなどについての相談に対応した。

相談件数(平成19年4月1日~平成20年3月31日。大阪支部分を含む。)

電話相談: 5,933件

窓口相談: 131件



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

計： 6,064 件
((資料 - 4 1) 電話相談件数月別推移)

イ) 平成 18 年度に保健所を中心に行ったアンケート調査結果を踏まえ、保健所等の「申請・請求受付窓口担当者用 Q&A 集」改訂版を配布(平成 19 年 5 月)。

ウ) 保健所担当者向け説明会を北海道地区他全国 6 箇所で開催
(平成 19 年 10 月～11 月)
((資料 - 4 2) 保健所担当者向け説明会開催一覧)

エ) 保健所における申請受付業務を迅速かつ適切に行っていくため、保健所を中心にアンケート調査を実施し(平成 20 年 2 月)、必要に応じてヒアリング等を行う。

アンケート対象保健所等：658
アンケート回答保健所等：624
回答率：94.8%

主な意見等

- ・ 業務説明会を定期的で開催して欲しい。
 - ・ 申請者に渡す必要書類等が冊子のようにワンセット式になっていれば良い。
- ((資料 - 4 3) 保健所等に対するアンケート調査結果)

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、整理するとともに、制度の運営状況についてホームページで公表した。

ア) 電話及び窓口での相談内容等(平成 19 年 4 月～平成 19 年 12 月)

内 容	制度につ いて	手続きに ついて	健康不安 について	苦情等	その他	計
件 数	1,306	2,384	107	66	2,201	6,064

主な意見等

- ・ 父が 2007 年 12 月 5 日に、申請せずに中皮腫で死亡したが、医師からは救済制度のことについて何の説明もなかった。(苦情等)
- ・ 病院の天井にアスベストが使用されているが、どこへ行ったら撤去してもらえるのか。(その他)

イ) メールでの問い合わせ件数及び意見等
32 件(平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月)
主な意見等

- ・ 死亡後申請できない制度の仕組みに対する苦情
- ・ 労災補償との違いについての質問

((資料 - 4 4) 平成 19 年度メールでの問い合わせ件数及び意見等)

ウ) ホームページ公表内容

内 容	回 数
受付・認定等状況累計	12
申請・請求受付状況(都道府県別)	12
認定申請に係る認定状況(都道府県別)	18
特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況(都道府県別)	23



認定申請及び特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（累計：都道府県別）	23
計	88

なお、医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定について、認定決定の都度、その件数（都道府県別認定内訳書添付）の記者発表も行った。23回（平成20年3月末）

自己評価

広報実施計画を定め、当該計画に基づき、多種多様な広報媒体を活用した広範な広報を実施した。特に、特定地域の住民への広報や特定の業種向けの広報など広報対象を特定したきめ細かな広報を実施した。

石綿健康被害者及びその遺族等の方が、速やかな手続を行えるための「石綿による健康被害救済給付の手引き」を作成した。

また、保健所等の担当者向けの説明会の開催やマニュアル「石綿による健康被害の救済に関する法律（救済給付関係）申請・請求受付窓口担当者用 Q&A 集」の改訂を行い配布した。

上記のような措置を講じた結果、石綿による健康被害を受けられた方及びその遺族の方等に対し、適切な情報の提供を実施することができた。

今後も、引き続き広範な広報活動を繰り返し実施することにより、本制度の対象となる方々に的確な情報が伝わるように努めていく。

また、パンフレット、申請の手引などの資料や機構ホームページ（アスベスト・サイト）について、意見や要望を踏まえ、必要に応じた見直しを図る。

参考データ

- （資料 - 4 0）石綿健康被害救済制度平成 19 年度広報実施計画（概要）
- （資料 - 4 1）電話相談件数月別推移
- （資料 - 4 2）保健所担当者向け説明会開催一覧
- （資料 - 4 3）保健所等に対するアンケート調査結果
- （資料 - 4 4）平成 19 年度メールでの問い合わせ件数及び意見等



(2) 石綿健康被害者の認定

【中期計画】

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。
また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

【年度計画】

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルに基づき、迅速な処理を行う。
また、受付、審査等の処理状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

平成 19 年度業務実績

(1) 事務処理方法の標準化

平成 18 年度に作成した認定申請及び特別遺族弔慰金等請求に係る「受付・審査・決定等執務マニュアル」について、実態に即した処理を行うための見直し及び新たに発生した事項を加えた改訂版を作成した。

(主な改定内容)

- ・ 認定申請及び特別遺族弔慰金等請求に係る受付・点検から医学的判定等に係る基本的な事務処理手順の明確化と提出依頼文書などの様式化
- ・ 認定等決定通知文書などの様式化

((資料 - 45) 認定申請、特別遺族弔慰金等請求に係る受付、医学的判定及び認定等フロー)

(2) 平成 19 年度の認定等の状況

療養中の方からの認定申請受付状況及び認定等の状況

1,073 件の認定申請を受け付け、平成 18 年度に受け付け審査中であった 509 件を加えた 1,582 件について審査を行い、642 件の認定を行った。不認定と取下げを含めると 1,083 件 (68.5% : 平成 18 年度実績 70.8%) について処理が終了した。その他、医学的判定に進んでいるものが 272 件 (17.2%) ある。



第2章 業務実績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

項目		中皮腫	肺がん	その他	計	処理率	
18年度受付分	医学的判定に進んでいるもの	175件	100件	-	275件	-	
	その他審査中	-	-	-	234件		
19年度申請書受付分		771件	269件	33件	1,073件	-	
計					1,582件	-	
処理状況							
認定		525件	117件	-	642件	40.6%	68.5%
不認定		105件	125件	24件	254件	16.0%	
取下げ		97件	73件	17件	187件	11.9%	
医学的判定に進んでいるもの		186件	86件	-	272件	17.2%	
計		913件	401件	41件	1,355件	85.7%	
その他審査中のもの		-	-	-	227件	14.3%	

施行前死亡者の遺族からの特別遺族弔慰金等請求書受付状況及び認定等の状況

352件の請求を受け付け、平成18年度に受け付け審査中であった359件を加えた711件について審査を行い、320件の認定を行った。不認定と取下げを含めると582件（81.9%：平成18年度実績83.5%）について処理が終了している。この他、医学的判定に進んでいるものが69件（9.7%）ある。

項目		中皮腫	肺がん	その他	計	処理率	
18年度受付分	医学的判定に進んでいるもの	3件	97件	-	100件	-	
	その他審査中	-	-	-	259件		
19年度請求書受付分		250件	87件	15件	352件	-	
計					711件	-	
処理状況							
認定		279件	41件	-	320件	45.0%	81.9%
不認定		23件	169件	8件	200件	28.1%	
取下げ		29件	25件	8件	62件	8.7%	
医学的判定に進んでいるもの		6件	63件	-	69件	9.7%	
計		337件	298件	16件	651件	91.6%	
その他審査中のもの		-	-	-	60件	8.4%	

（（資料 - 46）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況（平成19年度受付分）

（（資料 - 47）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況（平



成18年3月20日から平成20年3月31日までの累計)

((資料 - 48) 平成19年度医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況)

((資料 - 49) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況)

(3) 認定等審査状況

対象疾病である中皮腫・肺がんは、症状の進行が早く、概ね2年で死に至るといふ当該疾病の特殊性から、判定に必要な医学的資料が整わなくても、申請・請求を受け付けている。そのため、医学的判定を申し出るまでに、申請者の方に必要な資料の説明や提出依頼を行った。

また、環境省に医学的判定を申し出た880件(平成19年度中に環境大臣に医学的判定を申し出た新規の判定分)について、提出された資料からだけでは判定できず、追加資料の提出依頼を求められたものが446件(全体の51%)であり、これらの処理に多くの時間を要した。

特別遺族弔慰金等の請求については、法務局等に死亡診断書を請求し提供を受けているが、同診断書の死亡原因に指定疾病と異なる病名が記されている例もあり、改めて当時のカルテ等を求めることもあった。また、請求者と死亡者の続柄や、生計同一関係の判定が困難な事案があり、個々に戸籍その他の資料を求めるなど対応した。

自己評価

平成19年度は、1,425件の申請書・請求書を受け付け、平成18年度に受け付け審査中のものを加えた、2,293件の審査を行った。うち療養者については1,582件に対し1,083件、また施行前死亡者については711件に対し582件の認定等の決定を行った。

平成18年度からの認定申請等の累計は5,350件であり、認定等の決定が終了したものは4,722件となり、9割弱の処理を行ったこととなる。

今後も、適正な認定等に係る事務処理を行い、迅速に認定等業務を行っていく。

参考データ

(資料 - 45) 認定申請、特別遺族弔慰金等請求に係る受付、医学的判定及び認定等フロー

(資料 - 46) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況(平成19年度受付分)

(資料 - 47) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況(平成18年3月20日から平成20年3月31日までの累計)

(資料 - 48) 平成19年度医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況

(資料 - 49) 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る都道府県別認定状況



(3) 救済給付の支給

【中期計画】

救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。

救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。

【年度計画】

救済給付の支給の請求について、執務マニュアルに基づき、適切な処理を行う。

また、救済給付の支給状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を実施する。

平成 19 年度業務実績

救済給付の支給について

平成 19 年度に被認定者等に対する医療費等は、1,704 百万円、また施行前死亡者の遺族に対する特別遺族弔慰金等は 996 百万円、併せて 2,700 百万円の支給を行った。

< 医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金、特別遺族弔慰金等の支給実績 >

平成 20 年 3 月 31 日現在

救済給付の種類	件数(注)	金額
医療費	7,093 件	227,669 千円
療養手当	2,873 件	694,059 千円
葬祭料	367 件	73,033 千円
救済給付調整金	316 件	709,718 千円
特別遺族弔慰金・ 特別葬祭料	332 件	995,668 千円
計	10,981 件	2,700,147 千円

(注) 支給件数ベース

ア) 執務マニュアルの作成による手続きの標準化

平成 18 年度に作成した「救済給付支給執務マニュアル」について、より実態に即した処理を行うための見直し及び新たに発生した事項を加えた改訂版を作成した。



被認定者等の意見等の把握

ア) 認定患者に対するアンケート

被認定患者に対して、認定申請に際しての申請手続きや申請相談等の実態や意見等を把握するため、認定時及び現況届の提出時にアンケートを実施した。

a. 被認定者アンケート（認定決定の書類送付時に同封、平成20年3月末現在）

回収率：62%（900件 / 1,441件：累計）

主な質問事項

- ・救済給付について、どこで知ったか。
- ・認定の手続きはスムーズに行えたか。

（回答内容については、「（資料 50）認定患者に対するアンケート」を参照）

b. 療養実態に関するアンケート（認定決定の書類を送付した際に、今後の調査に協力する旨回答のあった者が対象、平成19年5月実施）

回収率：90%（209件 / 231件）

主な質問事項

- ・病名が確定するまでに、複数の病院・医院をまわったか。
- ・現在の病気で、検査や治療のために入院されたか。

（回答内容については、「（資料 51）療養実態に関するアンケート」を参照）

c. 石綿健康被害医療手帳交付者に対するアンケート（平成19年5月実施）

回収率：90%（185件 / 206件）

主な質問事項

- ・石綿健康被害医療手帳を使用しているか。
- ・石綿健康被害医療手帳について、病院の人は知っているか。

（回答内容については、「（資料 52）石綿健康被害医療手帳交付者に対するアンケート」を参照）

イ) 特別遺族弔慰金等認定者にアンケート実施（平成19年4月実施）

回収率：76%（1,181件 / 1,550件）

主な質問事項

- ・救済給付については、どこで知ったか。
- ・請求の手続きは順調に行えたか。

（回答内容については、「（資料 53）特別遺族弔慰金等認定者に対するアンケート」を参照）

ウ) アンケートの集計結果の反映

a. 石綿健康被害救済制度については、新聞広報や主治医からの説明により知った住民が多かったことから、これら広報の充実を図った。

また、石綿健康被害医療手帳交付者に対して実施したアンケートの集計結果等を踏まえ、被認定者・医療機関等向けに、医療手帳の使い方や医療費請求の仕方等を詳しく解説したパンフレット（「石綿健康被害医療手帳の使い方」）を作成し、請求に係る利便性の向上を図った。（平成19年7月）



第2章 業 務 実 績

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- b. 特別遺族弔慰金等の被認定者に対して実施したアンケートの集計結果等を踏まえ、従来の「石綿による健康被害救済給付の手引き（法施行前になくなられたご遺族へ）」を見直し、改訂版を作成した。（平成20年3月）

自己評価

救済給付金の支給については、執務マニュアルを作成し、適正かつ迅速に支給を行うことができた。

平成20年度においてもアンケート結果等を踏まえ、広報や事務処理に反映させる。

参考データ

- （資料 - 50） 認定患者に対するアンケート
- （資料 - 51） 療養実態に関するアンケート
- （資料 - 52） 石綿健康被害医療手帳交付者に対するアンケート
- （資料 - 53） 特別遺族弔慰金等認定者に対するアンケート



(4) 申請者、請求者情報の管理

【中期計画】

申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。

【年度計画】

申請者・請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、個人情報保護の高度化を検討する。

平成 19 年度業務実績

(1) 申請書類等の管理

認定申請等書類は、機微な個人情報に係るものであることから、特に厳重に保管し、管理を行っている。

(2) 情報処理システムの構築

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書に係る情報を管理するための認定・給付システムについては、一層の個人情報保護の高度化を図るための方策について検討した。

自己評価

日常的に個人情報を扱うことから、個人情報の管理には充分留意し、適正な管理を行った。

さらに、平成 18 年度に構築した認定・給付システムについては、一層の個人情報保護の高度化を図るための方策について検討した。平成 20 年度に具体的な措置を講ずる予定である。



(5) 救済給付費用の徴収

【中期計画】

船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を求め、平成19年4月より拠出金を徴収する。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。

【年度計画】

船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金について、引き続き関係機関との連携を図り、適正な徴収及び収納を行う。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページ等の充実を図る。

平成19年度業務実績

船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金について、引き続き関係機関との連携を図り、適正な徴収と収納を行った。

ア) 拠出金の徴収状況

・船舶所有者からの一般拠出金	13,817千円	4,185件
・特別事業主からの特別拠出金	335,756千円	4件

〔参考〕

・労災保険適用事業主からの一般拠出金	7,102,661千円
・都道府県拠出金	923,500千円
・国(事務費)	583,058千円

なお、船舶所有者からの拠出金納付額は、納付義務予定者からの納付見込み額に対し約9割となった。

また、船舶所有者の利便性を考慮し簡便に拠出金を納付できるよう、平成19年4月からコンビニエンスストア等で納付可能なペイジーによる受付を開始した。これによる納付金額・件数はともに全体の7割を占めている。

イ) 平成20年度における拠出金の徴収に向け、以下の準備を行った。

- ・船舶所有者、全国の地方運輸局、海運関係及び水産関係団体等に対し、制度への理解を求めため、ポスター、パンフレットを配布した。
- ・特別事業主(4社)に対し、特別拠出金に係る事務手続き等について連絡した。
- ・都道府県担当者との間で拠出金に係る事務手続き等について連絡した。



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページ等の充実を図った。

ア) 納付義務者からの相談、質問（1,949件）に対応。

〔主な相談、質問内容〕

- ・石綿健康被害救済制度の概要について
- ・拠出金額の算定方法について
- ・申告書の記入及び提出方法、納付書の取扱方法について
- ・拠出金の税法上の取扱いについて
- ・廃業・休業している場合の手続きについて

イ) 申告に関する手引の作成

船舶所有者が申告、納付の際に簡便な作業で行えるよう、申告に関する手引（8,000部）を作成した。

ウ) ホームページの更新

拠出への理解をより一層深めるため、拠出金に関するホームページを更新した。

エ) ポスター、パンフレット等の作成

船舶所有者に拠出への理解を深めてもらうことをねらいとして、関係者へ配布した。

- ・ポスター（500枚：B3版）
〔配布先〕 地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体等
- ・パンフレット（15,000部）
〔配布先〕 船舶所有者、地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体等
- ・チラシ（7,000枚）
〔配布先〕 船舶所有者



ポスター

自己評価

船舶所有者からの一般拠出金については、関係機関との連携を図るとともに、未納者への催促を効果的に行うことにより、適正かつ円滑に徴収・収納を行うことができた。

納付義務者からの相談、質問事項に対しては、申告に関する手引の送付、ホームページへの掲載、ポスター、パンフレット等の作成、配布等により事前に制度や内容の理解を求めることができた。また、電話での対応も円滑かつ適切に対処することができた。



予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画

- (1) 予算(人件費の見積含む。)
- (2) 収支計画
- (3) 資金計画

【年度計画】

(1) 予算

総計	別表 - 1
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 2
石綿健康被害救済業務勘定	別表 - 3
基金勘定	別表 - 4
承継勘定	別表 - 5

(2) 収支計画

総計	別表 - 6
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 7
石綿健康被害救済業務勘定	別表 - 8
基金勘定	別表 - 9
承継勘定	別表 - 10

(3) 資金計画

総計	別表 - 11
公害健康被害補償予防業務勘定	別表 - 12
石綿健康被害救済業務勘定	別表 - 13
基金勘定	別表 - 14
承継勘定	別表 - 15



平成19年度計画予算（総計）

別表-1

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	2,392	2,392	0
国庫補助金	6,055	6,035	20
その他の政府交付金	11,336	18,431	7,095
都道府県補助金	2,000	2,000	0
長期借入金	11,100	6,500	4,600
環境再生保全機構債券	5,000	5,000	0
業務収入	77,704	71,786	5,918
受託収入	0	10	10
運用収入	1,708	1,484	224
その他収入	1,234	1,062	172
前年度からの繰越金	1,758	2,336	578
計	120,288	117,036	3,252
[支出]			
業務経費	75,974	61,209	14,765
公害健康被害補償予防業務経費	59,888	56,592	3,296
うち人件費	178	153	25
石綿健康被害救済業務経費	8,781	3,344	5,437
うち人件費	488	280	208
基金業務経費	7,037	1,044	5,992
承継業務経費	268	228	41
受託経費	0	10	10
借入金等償還	38,061	38,061	0
支払利息	3,368	3,070	298
一般管理費	860	628	232
人件費	1,316	1,148	168
翌年度への繰越金	1,600	2,755	1,154
計	121,179	106,879	14,300

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	560	560	0
国庫補助金	55	35	20
その他の政府交付金	10,753	10,745	8
業務収入	47,886	44,772	3,114
運用収入	1,461	1,290	172
その他収入	45	142	98
前年度からの繰越金	96	88	8
計	60,856	57,633	3,224
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	59,888	56,592	3,296
うち人件費	178	153	25
一般管理費	256	192	65
人件費	631	605	26
翌年度への繰越金	43	117	73
計	60,819	57,505	3,313

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	583	7,686	7,103
民間等拠出金収入	8,428	1,273	7,155
受託収入	-	10	10
その他収入	5	395	390
計	9,016	9,364	348
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	8,781	3,344	5,437
うち人件費	488	280	208
受託業務費	-	10	10
一般管理費	190	153	37
人件費	45	19	26
計	9,016	3,526	5,490

別表-4

(基金勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	970	970	0
国庫補助金	2,000	2,000	0
都道府県補助金	2,000	2,000	0
運用収入	246	194	52
その他収入	1,152	272	881
前年度からの繰越金	323	584	262
計	6,691	6,021	671
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	7,037	1,044	5,992
一般管理費	111	112	1
人件費	201	169	32
翌年度への繰越金	331	753	422
計	7,680	2,079	5,601

別表-5

(承継勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	862	862	0
国庫補助金	4,000	4,000	0
長期借入金	11,100	6,500	4,600
環境再生保全機構債券	5,000	5,000	0
業務収入	21,390	25,741	4,351
その他収入	32	252	220
前年度からの繰越金	1,339	1,664	324
計	43,724	44,019	295
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	268	228	41
借入金等償還	38,061	38,061	0
支払利息	3,368	3,070	298
一般管理費	302	171	132
人件費	439	355	84
翌年度への繰越金	1,226	1,885	659
計	43,665	43,768	104

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



平成19年度収支計画（総計）

別表-6

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	124,447	79,949	44,498
經常費用	124,446	79,931	44,515
公害健康被害補償予防業務経費	59,855	56,588	3,267
石綿健康被害救済業務経費	41,160	3,445	37,715
基金業務経費	7,037	1,044	5,992
承継業務経費	10,644	13,827	3,183
一般管理費	2,498	1,832	665
減価償却費	64	83	19
財務費用	3,190	3,113	77
臨時損失	0	18	18
収益の部	124,822	81,818	43,005
經常収益	124,822	81,806	43,016
運営費交付金収益	2,554	1,928	626
国庫補助金収益	55	35	20
その他の政府交付金収益	11,336	11,561	225
PCB基金預り金取崩益	6,130	329	5,801
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	40,213	2,695	37,518
受託収入	0	9	9
業務収入	59,126	58,374	752
運用収入	1,708	1,486	222
その他の収益	81	982	900
財務収益	3,620	4,408	788
臨時利益	0	11	11
純利益	376	1,869	1,493
目的積立金取崩額	0	-	0
総利益	376	1,869	1,493

別表-7

(公害健康被害補償予防業務勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	60,875	57,465	3,410	
經常費用	60,875	57,458	3,417	
公害健康被害補償予防業務経費	59,855	56,660	3,194	
補償業務経費	58,522	55,447	3,074	
予防業務経費	1,333	1,213	120	
一般管理費	976	739	237	
減価償却費	44	59	15	
臨時損失	0	8	8	
収益の部	60,829	57,511	3,319	
經常収益	60,829	57,510	3,320	
運営費交付金収益	617	512	104	
国庫補助金収益	55	35	20	
その他の政府交付金収益	10,753	10,745	8	
業務収入	47,886	44,772	3,114	
資産見返負債戻入	12	16	4	
運用収入	1,461	1,292	170	
財務収益	39	114	75	
雑益	5	23	17	
臨時利益	0	1	1	
純利益	46	46	91	
目的積立金取崩額	0	-	0	
総利益	46	46	91	

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	41,408	3,539	37,869	
經常費用	41,408	3,539	37,869	
石綿健康被害救済業務費	41,160	3,445	37,715	
減価償却費	15	19	4	
一般管理費	233	75	158	
臨時損失	0	-	0	
収益の部	41,408	3,539	37,869	
經常収益	41,408	3,539	37,869	
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	40,213	2,695	37,518	
抛出金収入	593	-	593	
その他の政府交付金収益	583	816	233	
受託収入	-	9	9	
資産見返負債戻入	15	19	4	
財務収益	0	-	0	
雑益	5	0	5	
純利益	0	-	0	
目的積立金取崩額	0	-	0	
総利益	0	-	0	

別表-9

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	7,350	1,326	6,024	
經常費用	7,350	1,324	6,026	
基金業務経費	7,037	1,044	5,992	
地球環境基金業務費	841	712	130	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	6,131	330	5,801	
維持管理積立金業務費	64	3	61	
一般管理費	312	278	34	
減価償却費	1	1	0	
臨時損失	-	2	2	
収益の部	7,350	1,326	6,024	
經常収益	7,350	1,324	6,026	
運営費交付金収益	961	799	162	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	6,130	329	5,801	
地球環境基金運用収益	184	194	10	
維持管理積立金運用収益	62	0	62	
寄付金収益	10	-	10	
資産見返負債戻入	1	1	0	
雑益	2	0	2	
臨時利益	-	2	2	
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩額	0	-	0	
総利益	0	0	0	

別表-10

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	14,813	17,691	2,878	
經常費用	14,813	17,683	2,870	
承継業務費	10,644	13,827	3,183	
一般管理費	976	740	236	
減価償却費	4	3	0	
財務費用	3,190	3,113	77	
臨時損失	-	8	8	
収益の部	15,235	19,514	4,279	
經常収益	15,235	19,506	4,271	
運営費交付金収益	976	616	359	
事業資産譲渡元金収入	10,647	13,602	2,955	
財源措置予定額収益	-	251	251	
資産見返負債戻入	3	3	0	
財務収益	3,581	4,294	713	
雑益	28	740	712	
臨時利益	-	8	8	
純利益	422	1,824	1,402	
目的積立金取崩額	0	-	0	
総利益	422	1,824	1,402	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



平成19年度資金計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	179,311	334,388	155,077
業務活動による支出	115,590	66,662	48,928
投資活動による支出	3,454	191,957	188,503
財務活動による支出	38,061	38,075	14
翌年度への繰越金	22,206	37,694	15,488
資金収入	179,311	334,388	155,077
業務活動による収入	100,221	119,430	19,208
運営費交付金収入	2,392	2,392	0
国庫補助金収入	6,055	8,035	1,980
その他の政府交付金収入	11,336	18,431	7,095
都道府県補助金収入	2,000	1,963	37
業務収入	74,000	71,527	2,473
受託収入	0	12	12
運用収入	1,697	1,563	134
その他の収入	2,741	15,508	12,767
投資活動による収入	4,163	169,860	165,697
財務活動による収入	16,100	11,569	4,531
前年度よりの繰越金	58,827	33,530	25,297

別表-12

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	72,693	150,615	77,922
業務活動による支出	60,822	57,443	3,379
投資活動による支出	3,090	90,740	87,650
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	8,781	2,432	6,349
資金収入	72,693	150,615	77,922
業務活動による収入	57,045	57,581	535
運営費交付金収入	560	560	0
国庫補助金収入	55	35	20
その他の政府交付金収入	10,753	10,745	8
業務収入	44,182	44,655	473
受託収入	0	12	12
運用収入	1,451	1,346	105
その他の収入	45	228	183
投資活動による収入	3,299	89,900	86,601
財務活動による収入	0	-	0
前年度よりの繰越金	12,349	3,135	9,214

別表-13

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	41,886	88,126	46,240
業務活動による支出	41,371	3,532	37,839
投資活動による支出	359	82,570	82,210
翌年度への繰越金	156	2,025	1,869
資金収入	41,886	88,126	46,240
業務活動による収入	9,016	9,491	475
その他の政府交付金収入	583	7,686	7,103
拠出金収入	8,428	1,273	7,155
その他の収入	5	532	527
投資活動による収入	359	75,500	75,141
前年度よりの繰越金	32,510	3,135	29,375

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	19,967	50,520	30,554	
業務活動による支出	9,024	1,904	7,120	
投資活動による支出	0	18,615	18,615	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	10,943	30,001	19,058	
資金収入	19,967	50,520	30,554	
業務活動による収入	7,879	21,639	13,759	
運営費交付金収入	970	970	0	
国庫補助金収入	2,000	4,000	2,000	
都道府県補助金収入	2,000	1,963	37	
運用収入	246	217	30	
その他の収入	2,663	14,489	11,826	
投資活動による収入	500	4,455	3,955	
財務活動による収入	0	69	69	
前年度よりの繰越金	11,587	24,358	12,770	

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	44,765	45,377	612	
業務活動による支出	4,374	4,035	339	
投資活動による支出	4	32	28	
財務活動による支出	38,061	38,075	14	
翌年度への繰越金	2,326	3,236	909	
資金収入	44,765	45,377	612	
業務活動による収入	26,281	30,970	4,690	
運営費交付金収入	862	862	0	
国庫補助金収入	4,000	4,000	0	
業務収入	21,390	25,598	4,208	
その他の収入	28	509	481	
投資活動による収入	4	5	1	
財務活動による収入	16,100	11,500	4,600	
前年度よりの繰越金	2,380	2,902	522	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

【中期計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。

法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記 ~ の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から200億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首見込約360億円)の解消に必要な補助金が、中期目標期間、次期中期目標期間の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金(16年度期首見込約34億円)については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

【年度計画】

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。



法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記 ~ の方法等により、平成 19 年度中に正常債権以外の債権から 40 億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、40 億円交付されることを予定している。

平成 19 年度業務実績

(1) 償却処理状況

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、返済確実性の認められない債権に係る償却処理状況

平成 19 年度貸倒償却額 約 7.0 億円 (平成 18 年度約 15 億円)

より迅速な償却処理を実施するために、破産更生債権に準ずる債権及び貸倒懸念債権のうち、返済確実性の認められない債権(実質破綻先債権)について、今期も直接償却約 0.8 億円(平成 18 年度 7 億円)を行った。

(2) 正常債権以外の債権からの回収状況

返済態様による回収状況(法的処理、債権分割によるものを除く。)

過去数年間にわたり延滞を繰返してきた貸付先について、粘り強く返済を態様した結果、延滞の一部を回収し、平成 20 年 9 月期には全額回収できる目途をつける等、債務者の財政収支状況等を詳細に分析し、実行可能な再建計画に基づきねばり強く回収交渉を行った。

返済態様による回収額 約 11 億円 (平成 18 年度約 23 億円)

法的処理の進捗状況及び回収状況

債権の保全を図るとともに、回収の極大化のために、迅速かつ毅然とした態度で法的処理を行うという基本方針のもと、新たに、担保不動産の競売申立て 7 件を行ったほか、仮差押 2 件、仮処分申請 1 件を行った。



法的処理による回収額 約 12 億円 (平成 18 年度約 4 億円)

(参考) 法的処理状況

	平成 19 年度 期首係属案件	平成 19 年度 新規案件	平成 19 年度 処分終了案件	平成 19 年度末 係属案件
法的処理	15 件	10 件*	8 件	17 件

* 10 件の内訳は以下のとおり。競売 7 件、仮差押 2 件、仮処分申請 1 件。

債権分割の進捗状況及び回収状況(法的処理によるものを除く。)

債権分割とは、協同組合債務の連帯保証人である組合員企業の連帯保証を免除する一方で、組合員企業ごとに自社持分に応じた債務を引き受けさせるものである。

特定の組合員企業が破綻等に至った場合、他の組合員企業の連鎖倒産やモラルハザードのおそれが生じる。これを回避し機構に回収上有利と認められる場合に行っている。

平成 19 年度には、1 件の債権分割を実施した。これは、長期間延滞しているにもかかわらず、返済に誠意を示さない債務者(協同組合)に対し係争中であったが、控訴審で和解が成立し債権分割を行ったことにより、個別組合員企業から定期弁済による回収が可能になったものである。

なお、協同組合総数(平成 19 年度期首)44 組合のうち、債権分割先は累計で 35 組合となった。

債権分割先からの回収額 約 42 億円 (平成 18 年度約 42 億円)

以上の 3 項目による正常債権以外の債権からの回収状況

合計(+ +) 約 65 億円 (平成 18 年度約 69 億円)

(3) 補助金交付状況

平成 19 年度において債権管理回収業務補助金 40 億円が予定どおり交付された。

自己評価

貸倒償却額は、実質破綻先の直接償却を含め、約 7.0 億円の償却処理を行った。

正常債権以外の回収額は年度計画 40 億円に対して約 65 億円の回収を達成することができた。

中期計画の目標である正常債権以外から 200 億円を上回る回収については、平成 16 年度及び平成 17 年度において達成したが、200 億円はあくまで通過点と考え、平成 19 年度も回収に努力した結果、年度計画の 40 億円を上回って達成することができた。

なお、今後はさらに回収困難な事案が残ることから、一層の回収努力を続けることが肝要と考えている。



短期借入金の限度額

【中期計画】

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 26,000 百万円とする。

【年度計画】

平成 19 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度 26,000 百万円とする。

平成 19 年度業務実績

・短期借入金の借入状況

平成 19 年度における短期借入金の状況は、次の表のとおりである。

いずれの期間の借入も限度額 26,000 百万円の範囲内であった。

借 入 期 間	借入金額（百万円）
平成 19 年 5 月 24 日～平成 19 年 6 月 22 日	7,400
平成 19 年 6 月 22 日～平成 19 年 7 月 20 日	6,900
平成 19 年 7 月 20 日～平成 19 年 8 月 20 日	6,500
平成 19 年 8 月 20 日～平成 19 年 9 月 20 日	6,300
平成 19 年 11 月 26 日～平成 19 年 12 月 26 日	4,400
平成 19 年 12 月 26 日～平成 20 年 1 月 25 日	4,000
平成 20 年 1 月 25 日～平成 20 年 2 月 25 日	3,000
平成 20 年 2 月 25 日～平成 20 年 3 月 18 日	2,800
平成 20 年 3 月 18 日～平成 20 年 3 月 31 日	9,300

自己評価

資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での短期借入金により、年 4 回の財投借入金等の償還を円滑に行った。



重要な財産の処分等に関する計画

【中期計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

【年度計画】

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

平成 19 年度業務実績

該当なし

自己評価



剰余金の使途

【中期計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

【年度計画】

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

平成 19 年度業務実績

該当なし

自己評価



その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(1) 施設及び設備に関する計画

【中期計画】

なし

【年度計画】

なし

平成19年度業務実績

該当なし

自己評価



(2) 人事に関する計画
人員配置、職員の業績評価及び人材育成

【中期計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

【年度計画】

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために新人事評価制度の運用により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、その成果に応じた業績を適正に評価する。

また、前年度に引き続き業務上必要な各種研修を積極的に行うとともに、外部で行われる研修にも積極的に参加させ、もって職員の能力開発を図り、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

平成19年度業務実績

(1) 適材適所に応じた人員配置等

次の人事データを基に、職員の適性や勤務状況を把握した。

- ア) 職員に対する人事関係意向等調査
- イ) 新人事評価制度による業務計画表、業績評価、発揮能力評価及び能力開発計画書
- ウ) 各部管理職へのヒアリング
- エ) 個々の職員の人事データ

これらを総合的に勘案し、適材適所の人員配置に努めた。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、定年退職者の継続雇用制度を創設し、平成18年度定年退職者5名を採用した。

(2) 新人事評価制度の運用

各部門の目標と個々の職員の業務計画を作成し、職員一人ひとりの意識の向上を図った。

新人事評価制度に基づき、上司と部下の間で面談を行った上で、業績評価及び発揮能力評価を行い、その結果を賞与に反映させた。

新人事評価制度に基づき昇給区分を決定する新たな昇給制度を制定した。



((資料 - 5 4) 業務計画表及び発揮能力評価表)

(3) 研修の実施

職員研修計画に基づき、環境教育の推進のための環境保全に関する研修、コンプライアンス研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修、健康管理研修等のほか、外部研修機関による各種研修などを実施した。《研修実績：36 講座 764 人》

外部研修	29 講座	54 人
(前年度	24 講座	55 人)
内部研修	7 講座	710 人
(前年度	7 講座	615 人)

((資料 - 5 5) 平成 19 年度職員研修実績)

自己評価

(1) 職員に対する人事関係意向等調査、人事評価、管理職へのヒアリング等により、職員の適性や勤務状況を把握の上、適材適所の人員配置を行った。

(2) 新人事評価制度の実施により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、評価結果を賞与に反映することができた。

また、新人事評価制度に基づき昇給区分を決定する新たな昇給制度を制定することができた。

(3) 研修に職員を積極的に参加させ、業務上必要な知識・技術の向上を支援することができた。

参考データ

(資料 - 5 4) 業務計画表及び発揮能力評価表

(資料 - 5 5) 平成 19 年度職員研修実績



人事に関する指標

【中期計画】

業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。

なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の削減については、今中期計画期間中において達成する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

（参考1）

期初の常勤職員数 131人（内運営費交付金職員数 104人）

石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 44人

期末の常勤職員数の見込み 146人（内運営費交付金職員数 86人）

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み 7,020百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【年度計画】

- ・ 期初の常勤職員数 154人
- ・ 平成19年度中に2人削減予定

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを検討する。



平成 19 年度業務実績

- (1) 平成 19 年度中に 154 人であった常勤職員数を、平成 20 年 4 月 1 日に 152 人とし、2 人削減した。
- (2) 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職手当を定率性から定額制へ移行した。
- (3) 俸給表等の改定（賞与を除く。）を見送り、人件費の抑制を図った。
- (4) 平成 18 年 10 月 17 日の閣議決定に基づき、機構職員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数（平成 18 年度：119.3、平成 19 年度：114.7）をホームページで公表した。

自己評価

年度計画において平成 19 年度中に既存業務で 2 人の常勤職員を削減するとしていたところ、計画どおり達成することができた。

また、俸給表等の改定（賞与を除く。）を見送ることにより、人件費の抑制を図ることができた。



(3) 積立金の処分に関する事項

【中期計画】 なし
【年度計画】 なし

平成19年度業務実績

該当なし

自己評価



(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

【中期計画】

緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度（平成17年度）内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。

【年度計画】

なし

平成19年度業務実績

該当なし

自己評価